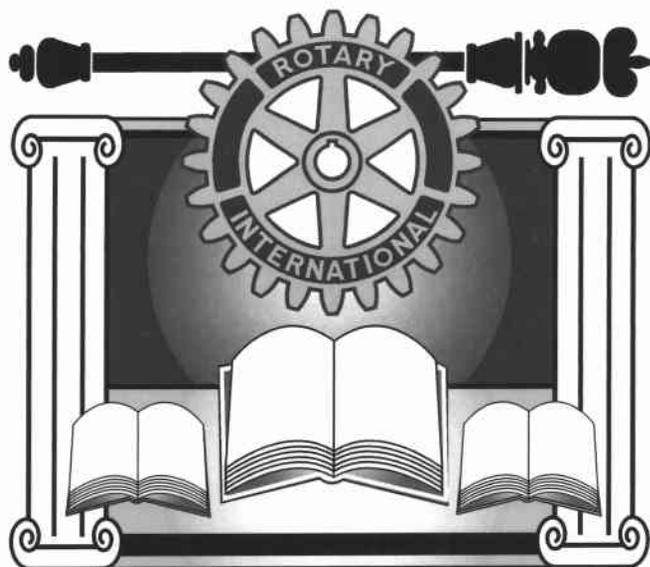


# 国際ロータリー

## 2013年規定審議会報告書



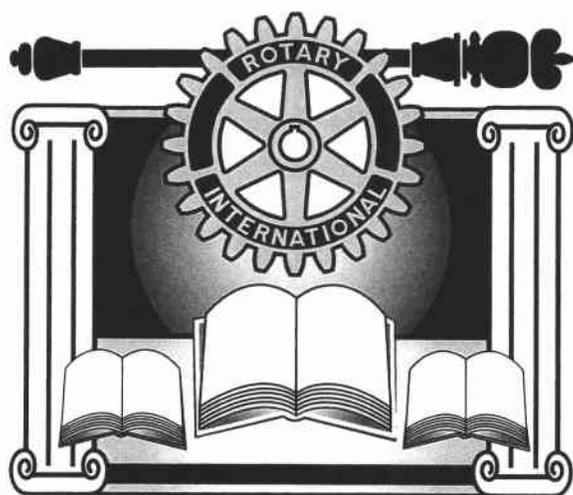
2013年4月21日～26日  
米国イリノイ州シカゴ

第2570地区代表議員 加藤 玄静

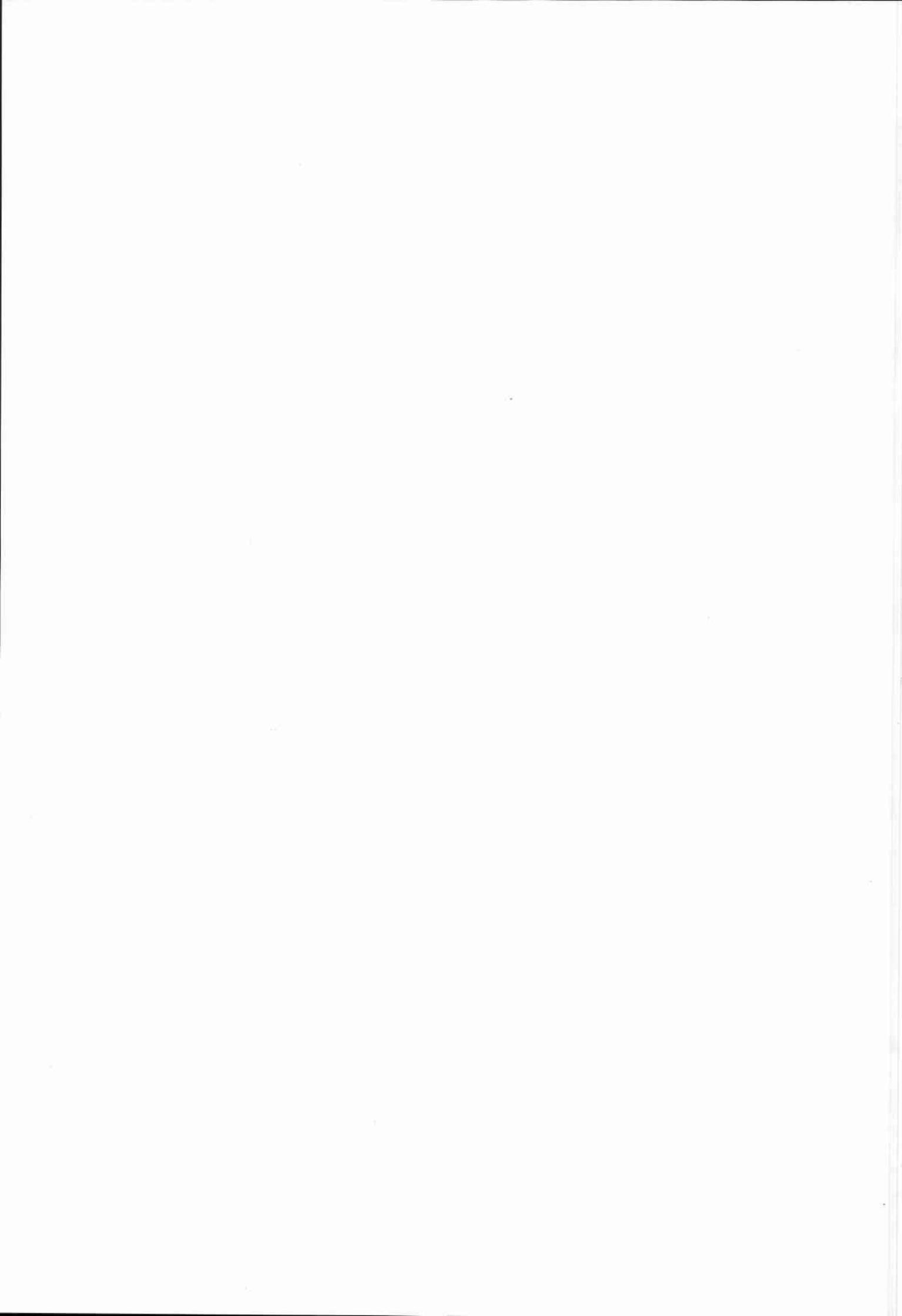
～ も く じ ～

はじめに	
シカゴにて(審議会に出席して) 2570地区代表議員 加藤 玄静	3
審議会日程表・行事	10
ロータリーの立法機関：規定審議会(ロータリーの友4月号より)	12
クラブの定款と細則(ロータリーの友9月号より)	13
一般社団法人 ロータリーの友事務所 編集長 二神 典子	
本 編	15
1. 2013年規定審議会正規の立法案・制定案一覧(200件)	
制定案 I クラブ運営	16
II 出席	17
III クラブ例会	18
IV 会員	18
V 地区	19
VI ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ	20
VII ロータリー財団	30
VIII 役員と選挙	30
IX 国際ロータリー	22
X 財務と人頭分担金	24
XI RI会合	24
XII 立法手続	25
決議案	25
資料編	29
1. 2013年規定審議会の予定表(代表議員の役割)	30
2. 審議会議員のためのチェックリスト	35
3. 代表議員一覧表(役員4名、代表議員34名)	36
4. 規定審議会の流れ・・・2010年 2007年 2004年 (資料提供：一般社団法人 ロータリーの友事務所)	38
あとがき	48

国際ロータリー  
2013年規定審議会報告書



2013年4月21日～26日  
米国イリノイ州シカゴ



## シカゴにて

2570地区代表議員 加藤玄静



手続要覧、第13章規定審議会（Council on Legislation）に、以下のよう  
に定義づけられています。

規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有する。この権限のよりどころは、RI定款の第10条及びRI細則の第7条と8条にある。また、理事会は規定審議会に関する決定を行った。この決定の内容は、ロータリー章典第59条に記載されている。

規定審議会は3年に1度、4月か5月か6月、できれば4月に召集される。RI理事会が審議日を決める。財政的その他のやむを得ざる理由により、RI理事会全体の3分の2の賛成票で決定した場合を除き、審議会はRI世界本部の近隣地域において開催される（RI定款第10条第2節）。

この規定により、本年は米国イリノイ州シカゴ（マリオット・ダウンタウン・マグニフィセントマイル・ホテル）で、2013年4月21日から26日迄の6日間開催されました。

御存じのようにミシガン湖に位置するシカゴは、米国中西部の中心部にありロータリーの誕生の地であります。米国で三番目に大きなシカゴは、文化、貿易、商業の中心地であり、人口約270万人の世界都市であります。



シカゴの街をバックに  
審議会の仲間達

## ～変化する規定審議会～

規定審議会は1934年の国際大会での会合が始まりで、79年の歴史があります。当初は2年に一度行われていましたが、1970年国際大会では審議会を諮問的立場にある会合だけでなく、ロータリーの公式立法機関とすることが決定し、国際大会に合わせて3年に一度開催と決定。

1977年には国際大会から独立した規定審議会が開催されるようになった。2001年には投票方法が変わり「電子投票システム」が導入されました。

## ～本年の規定審議会～

今回の規定審議会の役割は、手続要覧にもある通り、ロータリーの組織規定（国際ロータリー定款と細則、標準ロータリー・クラブ定款）に変更を加える、クラブや地区などが提案した立法案を審議決定します。

今回提案された立法案は、13-01～13-200までの200件、結果、撤回・取り下げが有り立法案は148件でした。

事前に資料は、2012年10月に国際ロータリー事務総長ジョン・ヒューコ氏から代表議員に配布されておりますので、内容を十分検討する期間はあります。



開会



RI 会長 田中作次氏



R財団管理委員  
小沢一彦氏

RI 会長田中作次氏は、今回の規定審議会運営に次の方を指名しました。

議長

ジョン・ジャーム氏（米国）

副議長

デイビッド・モーガン氏（ウエールズ）

議事運営手続きの専門家

アルフレッド・フィッシャー氏（オーストラリア）

定款細則委員会

只、残念なことに私は地区代表議員鈴木勲二パストガバナー、補欠議員石川嘉彦パストガバナーの体調の都合で、直前に代理としての任務を鈴木秀憲ガバ

ナーより指名を頂きましたので、準備不足は否めませんでした。

幸い、2月16日(土曜日)ロータリー関係の二つの事務所が入居している、東京都港区「黒龍ビル」での結団式を兼ねた最終会議に間に合いました。

この会議は、今回が2回目の参加代表議員の中から4名の方が幹事となり、初めて参加の私たち代表議員に対して、経験を生かした丁寧なご指導を頂きました事が、大変役立ちました。

一例を挙げれば、提案理由説明の持っていき方、賛成・反対意見表明のタイミングの取り方、提出立法案撤回・取り下げの方法等であります。

このオリエンテーションでの貴重なアドバイスの御蔭で、安心して規定審議会に参加をし、5日間の本会議でまごつく事なく票決に加わる事が出来ました。

### ～本会議：4月21日から26日～

ホテルに到着後直ぐに信任状の受付・本人確認が有り「オリエンテーション」が行われました。本会議は原則9時から5時までの予定でしたが、議案の都合8時から6時までに変更された日もあり、能力よりも体力勝負との強い感じがありました。此れでは、高齢での代表議員の任務は大変厳しい審議会になると思いますが、ロータリアンは情熱的で非常に若いです。

事前に語学のアンケートはありましたが、殆どが英語圏の国々です。国際ロータリーでは同時通訳の制度が有り、日本語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語が提供され、語学力の無い私は大変助かりました。

全ての代表議員は英語で自己紹介をしてから、本論は自国語で話しますが、堪能な方は全て英語で発言の方もおりました。当然日本の代表議員の中でも英語オンリーの方もおりましたのは、流石でした。

日本を出発前に、又は本会議中にも提案の撤回・取り下げが有り、最終的には148件の立法案の審議でした。日本からは22件の提案があり、採択6件、不採択13件、理事会付託2件、取り下げ1件でありました。

### ～日本チームの役員・幹事団を紹介～

R 財団管理委員	横須賀 RC	小沢 一彦
R I 理事	横須賀湘南 RC	松宮 剛
R I 理事エレクト	浦和東 RC	北 清治
幹事 2500地区(北海道道東部)	釧路 RC	小船井修一
2650地区(福井・滋賀・京都・奈良)	京都東 RC	橋本 長平
2680地区(兵庫)	姫路 RC	三木 明

2740地区（長崎・佐賀）  
SAA 2780地区（神奈川）  
取材 ロータリーの友編集長

佐賀 RC 野口 清  
横須賀 RC 小佐野圭三  
東京築地 RC 二神 典子



四名の幹事団（左から 小船井 橋本 三木 野口氏）

この幹事団は非常に纏まりが良く、前夜は翌日の作戦会議、終わればその日の反省会を開き、提案代表議員の相談相手など、傍で見ている睡眠時間は本当に少なかったのではと推測します。先輩ガバナーであります年齢的に若く、澆刺として任務に励んでいる姿は頼もしく思えました。

#### ～ポール・ハリスの生家、墓参～

期間中四日目（4月24日）の午後に自由行動。創始者ポール・ハリスの生家見学並び墓地参拝を行い、良い空気を吸ったのは此の時だけでありました。

RI 理事エレクト北 清治氏も同行され108年前のシカゴを振り返ってみましたが、誰もが生まれてない時の話でした。



2770PDG 関口博正氏

2670PDG 太田英章氏  
(右)



2630PDG 竹腰兼寿氏とお嬢様



ポール・ハリスの生家と墓所・・・北 清次RI 理事Eと仲間

規定審議会の報告書を纏めるに当たり、幹事の小船井修一氏の素早く完璧に作成された議事録、「ロータリーの友」編集長二神典子氏よりは記録写真を頂きました。併せて、友誌編集担当者から資料を提供して頂く等、重ねて御礼申し上げます。

この資料を纏める責務は、当然2570地区及び地区内52クラブに報告する事ではありますが、同時に、手続要覧は変えられないと思っている多くのロータリアンの為にも、1日でも早くこの資料を配布し活用して頂きたいと願っているからであります。

往復9日間という長い日程でありましたが、その結果、新しく他地区パストガバナー33名との出会い、更にシカゴでは国を超えた多くのロータリアンとの出会いもあり、改めてロータリーの素晴らしさを実感しました。

時間と体力を必要とする「規定審議会」であります。この経験は何物にも代えられない貴重な体験でした。ロータリーとは素晴らしい。

世界の中の日本の立場、「歴史と文化・国民性」が異なる200を超える国と地域、123万を有する「世界最大の奉仕団体」。さすが国際ロータリーが108年継続される中、「親睦と奉仕」を軸として「奉仕を通して世界平和」を願い、実践するロータリーと言える所以でしょう。

～熱く提案説明をする日本団～



2670 地区 太田英章氏



2770 地区 関口博正氏



2830 地区 鐘ヶ江義光氏



RI 理事 松宮剛氏



2750 地区 新藤信之氏



2840 地区 曾我隆一氏

今回の採択された制定案は全てロータリーに重要な懸案ではありますが、特に直接地区・クラブに関係ある立法案は次の案件と思われます。

～特に、地区・クラブに反映される案件～

- ・クラブ報告の規定を改正し、証明された報告は会員に配布する。
- ・クラブ幹事を理事会のメンバーにする。
- ・同一クラブへの再入会の入会金を免除する。
- ・出席免除の65歳以上の年齢制限を廃止する。
- ・仕事をしていない方の入会を認める。
- ・名誉会員がRI徽章を着用する事を認める。
- ・人頭分担金を5か年連続増額する事
- ・地区協議会を地区研修協議会に名称を変え、内容を明確にする。
- ・第5部門新世代を「青少年」に名称変える。
- ・ガバナーの任務を改正し、規定審議会後クラブの定款細則を直ぐに変更。
- ・ガバナーノミニーノミニーをガバナー・デジグネートと呼ぶ。
- ・試験的プロジェクトを200から1000クラブに増加する。
- ・最低額を排除し10名以下のクラブに財務的罰則を加えない。
- ・RLIをRIの常設プログラムに指定される等々があります。



～おわりに～

規定審議会で採択を受け或いは理事会で承認されても、ルールによってクラブから意義申し立てが出来ますので、貴クラブでは早いうちに148件の採択分の内容を協議してください。

理事会において、これらの案件がどのように取り扱われるのか期待と不安が有りますが、新年度7月から採用されます。

今回ガバナーの任務が改正され、往々としてクラブ定款・細則が直ぐに更新されてなければ当然指摘を受けます。なぜなら、規定審議会の結果が反映されているかどうかを確認されるからであります。

次の規定審議会は3年後に開催されます。当地区でも、2016年の規定審議会代表議員・補欠議員が、次年度の地区大会で承認されます。選出された代表議員は、地区では「地区研修協議会」、クラブでは「クラブ協議会」等を活用し、協議して立法案を作成しなければなりません。

今から、日本の2,293クラブ、日本の34地区から、何を提案し何を変えるのか議論が始まる事でしょう。その根底は「戦略計画」、「未来の夢計画」を軸とした国際ロータリーの目的を達成する事と、次なる世紀のロータリーを構築したものでなければ成らないでしょう。

2013年の規定審議会立法案を分かり易くするため、1.はじめに  
2.本編 3.資料編に分けてみました。尚、資料が膨大でありますので  
補充をするため、CDROMを作成しましたので、活用をしてください。

## 日程表・行事

### 日程表

プログラム行事はすべて、ホテル「Chicago Marriott Downtown Magnificent Mile」で開催されます。

すべての審議会本会議は、審議会場(7階、Grand Ballroom)にて行われます。

審議開始の30分前に開場となります。

出席者は、開始10分前までに到着してください。

審議会議員は、すべての本会議に出席しなければなりません。

会議中、携帯電話などの携帯機器を使用することはできますが、音量はゼロにし、ほかの出席者の参加を妨げることがないようにご注意ください。

審議会場でノート型パソコンを使用することはできますが、電源は利用できません。

#### 4月20日(土)

12:00-20:00 登録および信任状提出  
7階の受付ロビー

#### 4月21日(日)

9:00-16:30 登録および信任状提出  
7階の受付ロビー

10:00-10:45 諸宗教合同礼拝(任意参加)  
5階、Chicago Ballroom

13:00-17:00 開会一般会議(全員参加)  
7階、Grand Ballroom

17:00-18:00 質疑応答セッション(任意参加)  
7階、Grand Ballroom

18:00-19:00 歓迎レセプション  
5階、Chicago Ballroom付近

#### 4月22日(月)

6:30-8:30 朝食  
5階、Chicago Ballroom

7:30-10:00 登録  
7階の受付ロビー

9:00-10:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

10:30-11:00 午前の休憩  
7階、Grand Ballroom付近

11:00-12:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

12:30-13:45 昼食  
5階、Chicago Ballroom

14:00-15:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

15:30-16:00 午後の休憩  
7階、Grand Ballroom付近

16:00-17:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

17:30-18:30 キャッシュバーでのレセプション(任意参加)  
7階、Grand Ballroom付近

#### 4月23日(火)

6:30-8:30 朝食  
5階、Chicago Ballroom

9:00-10:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

10:30-11:00 午前の休憩  
7階、Grand Ballroom付近

11:00-12:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

12:30-13:45 昼食  
5階、Chicago Ballroom

14:00-15:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

15:30-16:00 午後の休憩  
7階、Grand Ballroom付近

16:00-17:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

18:15-19:00 キャッシュバーでのレセプション  
5階、Chicago Ballroom付近

19:00-21:00 親睦晩餐会  
5階、Chicago Ballroom

RIから経費が支給される参加者は、出席が求められています。  
食券を事前に購入したその他の参加者にもご出席いただけます。

#### 4月24日(水)

6:30-8:30 朝食  
5階、Chicago Ballroom

9:00-10:30 審議会本会議  
7階、Grand Ballroom

10:30-11:00 午前の休憩

- 7階、Grand Ballroom付近
- 11:00-12:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 12:30-13:45 **昼食**  
5階、Chicago Ballroom
- 12:30-17:00 **国際ロータリー関連の展示、販売**  
3階、Kane and McHenry Meeting Rooms
- 午後は自由時間

**4月25日(木)**

- 6:30-8:30 **朝食**  
5階、Chicago Ballroom
- 9:00-10:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 10:30-11:00 **午前の休憩**  
7階、Grand Ballroom付近
- 11:00-12:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 12:30-13:45 **昼食**  
5階、Chicago Ballroom
- 12:30-13:45 **ロータリー展示**  
5階、Chicago Ballroom付近
- 14:00-15:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 15:30-16:00 **午後の休憩**  
7階、Grand Ballroom付近

- 16:00-17:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 17:30-18:30 **親睦レセプション**  
7階、Grand Ballroom付近

**4月26日(金)**

- 6:30-8:30 **朝食**  
5階、Chicago Ballroom
- 9:00-10:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 10:30-11:00 **午前の休憩**  
7階、Grand Ballroom付近
- 11:00-12:30 **審議会本会議**  
7階、Grand Ballroom
- 12:30-13:45 **昼食**  
5階、Chicago Ballroom
- 12:30-13:45 **ロータリー展示**  
5階、Chicago Ballroom付近

**4月27日(土)**

- 6:00-9:00 **朝食**  
5階、Chicago Ballroom



同期 2820PDG 内藤 彰氏とシカゴの街にて

## ロータリーの立法機関 規定審議会

規定審議会が4月21～26日に開催されます。新会員の皆さまは規定審議会という言葉をお聞きになったことがないかもしれません。規定審議会は3年に1回開催されますから、新会員の皆さまにとっては、初めての規定審議会が開催されることとなります。

規定審議会は文字通り、規定を審議する国際ロータリー(RI)の会合です。各クラブにクラブ名の入った「〇〇ロータリー・クラブ定款」ならびに「〇〇ロータリー・クラブ細則」がありますが、この規定審議会で決まったことが、それらの基になっています。

『2010年手続要覧』によれば、「規定審議会はRIの立法機関で、RIの組織規定を改正する権限を有する」とあります。ロータリーの規定は誰か偉い人たちが決めているのではないかと思っている方も多いようですが、この規定審議会に提出する立法案は、各クラブからも提出することができます。

規定審議会の2年前の年度に、クラブは規定審議会で地区内のクラブを代表するロータリアンを選びます。このロータリアンを代表議員と言います。代表議員については、地区大会で選挙されるか、場合によっては郵便投票によって決定されます。しかし、その人が病気などの理由で規定審議会に出席できない場合も考えられますから、この時に補欠議員も一緒に選ばれます。代表議員になるためには、RI役員として全期を務めなければなりません。

立法案は大きく2つに分けられます。「制定案」は、RI定款、細則、標準ロータリー・クラブ定款を改定するものです。「決議案」は組織規定を改定しない審議会決定のことを言います。今回の規定審議会に提出されている立法案は、RIのウェブサイトに掲載されています。また、規定審議会後、決定が他の規則と矛盾がないか、文言が適切かなど一定の確認を経て、全クラブにその決定が通知されます。

多くのクラブでは、その通知をそのまま事務局に置くか、会長、幹事が保管しておくことが多いようですが、各クラブには、規定審議会の決定について異議を申し立てる権利があります。規定審議会の決定は、会議終了後、2か月以内にRI事務総長から全クラブに送られてき

ます。その時、反対の意思表示をするための書式も同封されます。各クラブで、何が決定したのかをよく確認して、問題があると思う場合は、手続きに従ってRIに意思表示をしてください。

日本のロータリアンの多くは、RIが決めたことを変えることはできないと考えているようです。しかし、次のようなことがありました。

2001年の規定審議会で「謝意の表明」というものが決まりました。RI会長の働きに感謝して退任時に一定のお金を贈って感謝の意を表しましょう、というものです。日本のロータリアンの多くがこの決定に対して異議を唱え、日本中のいろいろな所で議論が盛り上がりました。しかし、異議を唱えている方々は、RIが一度決めたことは決して変わることはない、とRIに対しての行動を取りませんでした。

ところが、2004年の規定審議会に「謝意の表明」の項目を削除するという立法案が外国のロータリークラブから数件提出され、採決の結果、賛成多数で決議されました。きちんと手続きを取れば、反対意見が通ることもあるという証明です。

さて、異議申し立てのための一定の期間が過ぎ、新しい国際ロータリー定款・細則、標準ロータリー・クラブ定款が決定したら、今度は自分たちのクラブの規則を改定する番です。標準ロータリー・クラブ定款はクラブ名や所在地域を入れてそのまま使います。ロータリークラブ細則は、変更点に矛盾が生じないようにして、クラブでの一定の手続きを経て変更します。詳細は、昨年9月号の本欄をご覧ください。

編集長 二神 典子



## クラブの定款と細則

ロータリークラブに入会した時、クラブの定款と細則を渡されたことと思います。その時に、簡単にクラブの規則について説明を受けたことと思いますが、その後、この定款と細則をあらためて読み直した方は少ないかもしれません。

ここには、皆さまのクラブを運営していくための大切な規則や、皆さまがクラブの会員であり続けるための決まり事が書かれていますから、一度、読み返してみてください。

例えば、クラブの例会に欠席する場合、その例会の前後2週間以内に他のクラブの例会か、決められた会合などに出席して欠席をメイクアップしなければならない、ということもロータリークラブ定款に書かれています。例会時間の60%以上の時間、例会に出席していなければ、出席と認められないこともそこに書かれています。例会を何曜日の何時から開催するということや、入会金と年会費の額については、ロータリークラブ細則にあります。このように、入会したときに先輩会員から教えられたことの多くが、定款と細則に定められているのです。

では、各クラブの定款と細則は、いつ、どこで決まるのでしょうか。ロータリークラブ定款については、クラブの名称と所在地を除く事柄のすべてが、規定審議会で改定されます。規定審議会は、国際ロータリーの立法機関で、3年に1回開催され、各地区から1人の代表委員が参加して、提出された立法案について審議します。採択された立法案に沿って、標準ロータリークラブ定款が改定されますが、同時に各クラブの定款も変更されるのです。

立法案は、クラブからも提出できますが、クラブの場合は、地区大会の承認を受けなければなりません。

一方、ロータリークラブ細則は、定足数（クラブ会員の3分の1）の出席する例会で、出席会員の3分の2の賛成によって改正することができます。な

お、この改定案は、審議する例会の10日前までに会員に届けられていなければなりません。

また、国際ロータリー定款、細則、標準ロータリークラブ定款と背馳する改定、条項追加をしてはいけないことになっていますから、3年に1度開催される規定審議会で、それらが改正されるのに合わせて、クラブで見直す必要があります。

さて、ロータリーで最初の定款ができたのは、いつのことで、どのようなものだったのでしょうか。『ロータリー日本五十年史』には、「最初の定款ができたのは1906年1月で、(1)会員の職業上の利益の増進、(2)親交と社交のクラブに普通付帯する望ましい事柄の増進、をその目的としていたが、その年のうちに、(3)シカゴ市の最善の利益を振興し、会員間に市民としての誇りと忠誠の精神を鼓舞することが加えられた」とあります。

世界で初めてのシカゴロータリークラブができたのが1905年2月23日ですから、創立して1年たたないうちにロータリークラブ定款がつくられたことになります。

複数の人が集まる組織をスムーズに運営していくためには、なんらかの決まりが必要になります。クラブ定款と細則は、皆さまのクラブを運営するために欠かせないものです。文章が堅苦しいとか、文字が小さくて読みづらいなどと言わず、常に確認をするようにしてください。

編集長 二神 典子



規定審議会



# 本 編

## 規定審議会 提出立法案採決結果一覧表

- 制定案
- I クラブ運営
  - II 出席
  - III クラブ例会
  - IV 会員
  - V 地区
  - VI ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ
  - VII ロータリー財団
  - VIII 役員と選挙
  - IX 国際ロータリー
  - XI 財務と人頭分担金
  - X RI 会合
  - XII 立法手続

決議案

# 2013年規定審議会 提出立法案採決結果一覧表

## <一覧表の項目の説明>

項目	表示	表示は下記の略です	事例
対象規定	R定款	国際ロータリー定款	「R定款 5-2」⇒「国際ロータリー定款第5条第2節」
	R細	国際ロータリー細則	「R細 17-020 ⇒「国際ロータリー細則第17条 020」
	標準	標準ロータリークラブ定款	「標準 10-4」⇒「標準ロータリークラブ定款第10条第4節」

項目	採決	左記「採決」の説明
採決	○	採択または修正案として採択
	×	否決
	撤回	撤回
	理事会付託	理事会付託

<立法案採決結果索引>・・・下表の数字は一覧表の「番号」です。

I. クラブ運営について	13-01～13-10	VIII. RI 役員及び選挙 A. RI 会長および理事 B. ガバナー C. その他	13-75～13-85 13-86～13-100 13-101～13-102
II. 出席 A. 出席規定・・・ B. メークアップとして認められる会合や行事 C. 理由のある欠席と出席記録	13-11～13-16 13-17～13-21 13-22～13-29	IX. 国際ロータリー A. 組織統括(コーポレートガバナンス) B. 運営	13-103～13-118 13-119～13-125
III. クラブ例会	13-30～13-37	X. R財務と人頭分担金	13-126～13-134
IV. 会員	13-38～13-53	XI. RI 会合	13-135～13-136
V. 地区 A. 一般 B. 会合	13-54～13-56 13-57～13-63	XII. 立法手続き ・正規の立法案 決議案	13-137～13-150 13-151～13-199
VI. ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ	13-64～13-70	・制定案追加 R財務と人頭分担金	13-200
VII. ロータリー財団	13-71～13-74		

## 「正規の立法案：制定案」

### I. クラブ運営について

番号	案件	提案要旨	対象規定	採決
13-01	クラブ報告の規定を改正する件	証明されたクラブ報告書を会員にも配布する	R細 17-020	○
13-02	クラブ幹事を理事会メンバーとするよう規定する件	幹事を理事会メンバーと規定する	標準 10-4	○
13-03	クラブ役員に関する規定を改正する件	役員に副会長、SAA を含めることができる。また細則に従い、幹事、会計、SAA を理事にできる。副会長や SAA を役員理事メンバーとしないクラブには有益	標準 10-4	○

13-04	クラブ役員に関する規定を改正する件	五大奉仕の委員長あるいは常任委員会委員長も細則により理事会メンバーとしてもよい	標準 10-4	×
13-05	クラブ会長の選任スケジュールを改正する件	就任前 2 年から 3 年までに選挙する会長ノミニーに就任するまでは会長デジグネート(指定者)となる	標準 10-5	×
13-06	クラブ会長の資格要件を改正する件	クラブ会長は少なくとも 1 年以上在籍	標準 10-5	○
13-07	クラブ会員の入会金を廃止する件	入会金を廃止し、会費のみとする	標準 11	×
13-08	元クラブ会員の 2 回目の入会金を免除する件	同一クラブへの再入会の入会金を免除	標準 11	○
13-09	元クラブ会委員の 2 回目の入会金を免除する件(平城京 RC)	他のクラブへの再入会の折の入会金を免除	標準 11	撤回
13-10	クラブの分割を認める件	40~70%の会員の賛成でクラブの分割可能	R 細則 02-010	撤回

## II. 出席

### A. 出席規定

13-11	出席義務を改正する件 (RI 理事会提案)	出席報告を削除、メイクアップ規定削除。例会出席および(または)プロジェクトや行事や活動への参加義務	R 細 04-090 標準 9-1, 7-6	撤回
13-12	出席規定に奉仕の要件を含めるよう改正する件	クラブの奉仕活動参加を出席要件とする (その他のイベント/活動も含む)を追加修正	標準 9-1	○
13-13	出席要件を改正する件	長期病欠などの場合、双方向通信ビデオでの参加を認める	標準 9-1	×
13-14	欠席の規定を改正する件	12-4a の欠席による会員身分終結することができるに変更 (shall → may に変更)	標準 12-4a	×
13-15	連続欠席規定を改正する件	4 回連続欠席を 6 回連続欠席に変更	標準 12-4b	×
13-16	クラブの出席報告要件を削除する件	ガバナーへの出席報告を削除する	R 細 04-090	×

### B. メイクアップとして認められる会合や行事

13-17	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	理事会が認めた活動への参加で出席補填できる	標準 9-1	撤回
13-18	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	メイクアップ期間を前後 28 日に変更	標準 9-1	×
13-19	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件	メイクアップ期間を半年に変更	標準 9-1	×
13-20	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件欠席補填の規定を変更する件	クラブが関係する活動に 30 分以上参加によるメイクアップを追加する	標準 9-1	撤回
13-21	欠席のメイクアップに関する規定を改正する件 (高松南 RC)	他クラブの例会における 75%出席要件とする	標準 9-1	×

### C. 理由のある欠席と出席記録

13-22	出席規定の免除の規定を改正する件	病気による欠席は理事会で 12 カ月以上認める。病気による欠席は出席率の計算に含まない	標準 9-3	○
13-23	出席規定の免除の規定を改正する件	出席免除の 65 歳以上の年齢制限を廃止	標準 9-3b	○
13-24	出席規定の免除の規定を改正する件 (敦賀 RC、平城京 RC)	出席免除要件に会員歴 10 年以上を追加、さらに合理的な理由が条件(年齢と在籍 85 以上)	標準 9-3b	×
13-25	出席規定の免除の規定を改正する件	クラブは 65 歳以上、年齢と在籍数の合計 85 よりももっと大きい数値を採用できる	標準 9-3b	撤回
13-26	出席規定の免除の規定を改正する件	2010 年 7 月 1 日以前に出席免除会員であった会員はその特権が将来も保持される	標準 9-3b	撤回
13-27	RI 役員欠席に関する規定を改正する件	RI 役員配偶者の欠席も免除規定に含める (ロータリアンである配偶者へ変更・修正し採択)	標準 9-4	○

13-28	出席記録の算出に関する規定を改正する件 (桜井 RC)	9-3a の規定による欠席を出席の計算に入れない	標準 9-5	○
13-29	出席記録の計算に関する規定を改正する件	7月8月は長期休暇のため出席記録は計算しない	標準 9-5	×

### Ⅲ. クラブ例会

13-30	クラブ例会の構造決定に柔軟性を与え (RI 理事会提案)	例会を理事会の判断で何回でも自由に変更や取り消しができる。	標準 6-1	撤回
13-31	衛星会合について規定する件 (RI 理事会提案)	通常の例会に出席する代わりに、出席できるそのクラブの代替例会としての衛星(サテライト)例会を認め規定する	R 細則 1、4 標準 1、6、9、10、12	×
13-32	衛星クラブについて規定する件	クラブに衛星クラブを認めそれを規定する。独立するまでは、衛星クラブはスポンサー・クラブ(親クラブ)に付随するクラブとなる。(役員が出席するものとする義務化に修正し採択)	R 細則 1、4 標準 1、2、6、9、10、12	○
13-33	Eクラブが、オンラインの代わりに、従来の方式による例会を開催する事ができることを規定する件 (RI 理事会提案)	従来の方法による実際のフェイス・トゥ・フェイスの出席と電子的な出席の両方を可能とする	標準 6-1、9-1	撤回
13-34	クラブ例会を毎週もしくは隔週のいずれでも良いと認める件 (東京城南 RC、東京京浜 RC、東京高輪 RC)	例会をクラブ細則の規定によって、1週間に1度あるいは2週間に2度開催する	標準 6-1	×
13-35	クラブ例会を少なくとも月3回と定める件	クラブ細則により例会を一カ月に最低3回開催	標準 6-1	×
13-36	クラブ例会を少なくとも月2回と定める件	クラブ細則により例会を一カ月に最低2回開催	標準 6-1	撤回
13-37	クラブ例会を年6回まで取りやめることを認める件	例会と取り消しを1年に6回までとする(従来は4回まで取り消し可能)3回を超えて例会を連続して開かないことはあってはならない規定はそのまま	標準 6-1	×

### Ⅳ. 会員

13-38	クラブが継続的に新会員を入会させる努力をすることを規定する件	クラブはその若さを保つために、常に若い適任の候補者を絶えず捜し求める事を追加規定	R 定款 5-2	×
13-39	ロータリー会員の全般的資格条件を改正する件	クラブ会員の全般的資格条件に『心からやる気のある、熱意をもつ』という項目を追加	R 定款 5-2 標準 7-1	×
13-40	すべてのロータリーの学友が正会員となることを認める件	RI 新世代プログラムの卒業生を含め、すべてのロータリーの学友を正会員に認める	R 定款 5-2 標準 8-2	×
13-41	特定の元奨学生をロータリーの正会員として認める件 (東京多摩川 RC)	米山学友をロータリーの正会員に認める(ジョージア・ロータリー・スチューデント・プログラムも加える修正動議が採択された後、更に修正動議で、理事会付託)	R 定款 5-2 標準 8-2	理事会付託
13-42	家事専業の人を正会員と認める件	専業主婦(主夫)となる前に、有益な事業や専門職務あるいはその地方代理店や支店において、裁量の権限ある管理職を務め重要な地位にあった人を正会員とする	R 定款 5-2 標準 8-1	×
13-43	仕事をしたことのない人または仕事中断している人を正会員として認める件	子供の世話をするため、あるいは配偶者の仕事を支援するために仕事を中断したり、仕事に就けなかった人を正会員とする(文言中の her を削除し、修正採択)	R 定款 5-2	○
13-44	早期退職した人や、長期休暇にある人を正会員として認める件	R 定款 5-2a1、2 項の退職者のほかに、早期退職者、長期休暇を取っている人を正会員として認める	R 定款 5-2	撤回

13-45	職業分類の制限を改正する件	50名以下のクラブでは同一職業分類に属する会員を10%とする。51名以上は5名まで。	R定款 5-2 標準 8-2	×
13-46	職業分類の制限を改正する件	50名以下のクラブでは同一職業分類を10名。51名以上は20%までとする。	R定款 5-2 標準 8-2	×
13-47	職業分類の制限を改正する件 (南淡路 RC 兵庫 D2680)	20名以下のクラブは同一職業分類を2名。21名以上は10%	R定款 5-2 標準 8-2	×
13-48	会員身分の終結に関する規定を改正する件	出席した理事会メンバーの3分の2を下らない賛成投票によってその会員身分を終結する	標準 12-5	○
13-49	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件	本人がそのクラブの所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなったと言う条件を削除	R細則 4-030 標準 7-4	○
13-50	移籍ロータリアンと元ロータリアンに関する規定を改正する件 (敦賀 RC)	移籍会員および元ロータリアンを所在地域内またはその周辺地域でそのクラブにおいて本人が分類されていた職業分類の下に現実に職業活動に従事しなくなった条件のみに限定する事を確認し、それ以外は新会員として扱う	R細則 4-030 標準 7-4	×
13-51	移籍ロータリアン元ロータリアンの規定を改正する件	元会員や移籍会員は元のクラブより推薦を受ける事が必要条件	R細則 4-030 標準 7-4	○
13-52	移籍ロータリアン元ロータリアンの規定を改正する件	元のクラブに金銭的債務を負っているかどうかを記した文書が45日以内に元クラブから提出されない場合、負債がないと判断する(45日を30日に変更)	R細則 4-030 標準 7-4	○
13-53	名誉会員に RI 徽章を着用するのを認める件	名誉会員に RI の徽章、バッジまたはその他の記章を着用する権利を与える (現状は、名誉会員は除外されている)	R定款 13	○

## V. 地区

### A. 一般

13-54	各地区における E クラブの制限数をなくす件(RI 理事会提案)	E クラブを一地区 2 つまでとする数の制限を削除する	R 細則 2.010 R 細則 15.010	○
13-55	地区番号に地理的呼称を付記することをガバナーに認める件 (前橋 RC)	ガバナーは地区番号に国や県や地域などの地理的名前を付け加えて使用できる	R 細則 15.010	×
13-56	パスト・ガバナー審議会について規定する件	地区にパスト・ガバナー審議会を設立する。その任務はガバナーから負託された事項の助言と提案および、クラブ・地区の関連事項の調停	RI 細則 15.130	×

### B. 会合

13-57	地区協議会の目的を改正する件	現職 G が会員増強、財団、地区及びクラブのプロジェクトの成果を評価する目的にする	R 細則 15.020	×
13-58	「地区協議会」という言葉を「クラブ・リーダーシップ研修セミナー」に変更する件	地区活動目的を明確化のため、地区協議会をクラブ・リーダーシップ研修セミナーに変更する(地区研修協議会に修正)	R 細則 15.020 040,060,090 他	○
13-59	地区協議会の開催地の選定に関する規定を改正する件	開催場所と日時の決定は、G エレクトと地区内クラブ会長エレクトの同意が必要	R 細則 15.020	×
13-60	地区大会での投票手続を改正する件	地区大会開催の日において、クラブ歴が1年未満のクラブは投票権が与えられない事を追加	R 細則 15.050	×
13-61	地区大会での投票手続を改正する件	25名未満のクラブは投票権なし。その後、従来どおり25~37名までの会員数のクラブは1名の選挙人。38~62名のクラブは2名の選挙人。63~87名のクラブは3名の選挙人。(事務局長説明: 25名未満のクラブは世界で14000程度、約30%)	R 細則 15.050	×

13-62	地区大会の投票手続を改正する件	従来のガバナー・ノミネーの選出のほかに、理事指名委員の選挙、G 指名委員の選挙、COL 代表委員の選挙手続も同様に規定する	R 細則 15.050	○
13-63	地区大会の委任状による代理投票に関する規定を改正する件	委任状による代理者はその 1 つのクラブの投票権しかなく、代理する他のクラブの投票権は当該クラブの会長、幹事、3 名の理事の署名のある封書で行われる	R 細則 15.050	×

## VI. ロータリーの綱領、奉仕部門、年次テーマ

13-64	ロータリーの綱領に、青少年の参加と育成に関する第 5 項目を追加する件	綱領に新世代奉仕を定義し、1 項目増加する。 5. 親睦および、社会奉仕・国際奉仕プロジェクトを通じて、さらには青少年交換、学習、自己啓発プログラムによって青少年による参加及び成長を促す	R 定款 4 標準 4	理事会付託
13-65	ロータリーの綱領に新世代の奉仕と育成に関する第 5 項目を追加する件 (川口西 RC)	新世代に奉仕・交流プログラムの実践を通じて、奉仕の理想の理解を促し、青少年が指導者としての資質を伸ばし、国際間の親善と世界平和に貢献できる担い手となる。	R 定款 4 標準 4	理事会付託
13-66	ロータリーの綱領に環境保護に関する第 5 項目を追加する件	綱領の 5 項目に地球環境保全を加える。環境保全は生命を育み、究極的には、人類への奉仕の理想を実現すること。	R 定款 4 標準 4	×
13-67	ロータリーの綱領の第 4 項目を改正する件	奉仕の理念に結ばれた職業人が、国際ロータリーの活動を通して、国際理解、親善、文化および平和を促進すること。(文化の文言を追加)	R 定款 4 標準 4	×
13-68	ロータリーの綱領を改正する件	第 2 項 「現在も未来においても」を追加 第 3 項 「各人への尊重の念を広める」を追加	R 定款 4 標準 4	×
13-69	第五奉仕部門を改正する件	第 5 項 新世代奉仕を青少年奉仕に変更	R 定款 4 標準 4	○
13-70	RI の恒久的な年次テーマを創る件	「超我の奉仕」を恒久テーマとする	R 定款 2、18	×

## VII. ロータリー財団

13-71	ロータリー財団管理委員の空席を充填する件 (I 理事会提案)	空席が出た場合、会長が新管理委員を指名し、理事会で選任する	R 細則 22.020	○
13-72	財団管理委員の任期を改正し、管理委員長の任期を 4 年に延長する件	管理委員の任期を 6 年とし、管理委員長の任期を 4 年とする	R 細則 22.030	×
13-73	財団管理委員の任期を改正する件	管理委員の任期を 2 年とする	R 細則 22.030	撤回
13-74	財団管理委員の資格条件を改正する件	管理委員の 4 名以上を元会長としてもよい	R 細則 22.020	撤回

## VIII. RI 役員及び選挙

### A.RI 会長および理事

13-75	会長の資格条件を改正する件	RI 理事を終えてから少なくとも 3 年経過の条件を追加	R 細則 6.050	×
13-76	会長指名委員会委員の資格要件を改正する件	3 回以上委員となることはできない条件を追加	R 細則 11.020	○
13-77	会長選挙の郵便投票に関する規定を改正する件	一票を投票できるクラブの最低条件として、年度当初より 25 名の会員を有することを追加	R 細則 11.100	撤回
13-78	理事および理事指名委員会委員の資格条件を改正する件	理事候補者はさらに、推薦される前の 36 カ月間に、少なくとも 2 回の研究会と 1 回の国際大会に出席の要件を削除 指名委員は、委員を務める前の 3 年間に、少なくとも、当該理事が指名されるゾーンの 2 回のロータリー研究会と 1 回の国際大会に出席していなければならない要件を削除	R 細則 6.050 R 細則 12.020	×

13-79	理事指名委員会の投票手続を改正する件	地区のロータリアンの人数が1000名ごとにその地区の理事指名投票権が1票増加する	R 細則 12.020	撤回
13-80	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	指名員候補者が務める前の3年間に1回の国際大会に出席しなければならない要件を削除	R 細則 12.020	撤回
13-81	理事指名委員会委員の資格要件を改正する件	地区大会で過半数の投票で指名委員に選挙されることにより、務める前の3年間に2回のロータリー研究会と1回の国際大会に出席の要件は免除される。 (次回の指名委員会のみ適用に修正変更 ※ 正確でないかもしれない。小船井 PDG)	R 細則 12.020	○
13-82	指名委員会による理事ノミネー選出に関する規定を改正する件	ゾーン内に2つ以上のセクションのある場合、ゾーン内の全ての地区がゾーンからの選出を同意しない限り、理事を指名するセクション内の地区のみから指名委員を選出する	R 細則 12.020	×
13-83	指名委員会により選出された理事ノミネーへの対抗候補に関する規定を改正する件	対抗候補者が地区内クラブの少なくとも過半数の同意を得る際に、そのクラブの条件として1年以上経過しているクラブであること。	R 細則 12.020	×
13-84	指名委員会により選出された理事ノミネーへの対抗候補に関する規定を改正する件	対抗候補者を良く知ってもらうために、1ページの候補者の推薦書類を提出する。	R 細則 12.020	×
13-85	指名委員会により選出された理事ノミネーおよびガバナ・ノミネーへの対抗候補者に関する規定を改正する件	RI 理事あるいはガバナー候補者は対抗候補者として挑戦する理由を書いた書式が必要。	R 細則 12.020 R 細則 13.020	撤回

## B.ガバナー

13-86	ガバナーの任務を変更する件	公式訪問の折に、クラブの定款や細則が規定審議会の結果に従い、RI 組織規定に準拠したものであるかどうか確認	R 細則 15.090	○
13-87	ガバナー・ノミネーの資格条件を改正する件	地区の平均会員数よりも大きなクラブからのみ指名される条件を追加する	R 細則 15.070	×
13-88	ガバナー・ノミネーの資格条件を改正する件	ガバナーの配偶者はガバナー配偶者として5年以上経過した時、ガバナー候補者となれる	R 細則 15.070	撤回
13-89	ガバナー・ノミネーの資格条件を改正する件 (前橋 RC)	ガバナーになる24か月前にクラブの会長として全期間会長を務めたもの、あるいはまたは創立日から6月30日までの全期間を通してクラブの創立会長を務めたことのある者	R 細則 15.070	×
13-90	「ガバナー・デジグネート」(governor-designate)の肩書きを新設する件 (参考: designate 指名する、任命する)	ガバナーに指名された時にガバナー指名者となり、就任2年前の7月1日よりガバナー・ノミネーとなる (ガバナー・ノミネー・デジグネートに修正採択)	R 細則 13.010	○
13-91	ガバナー・ノミネーの選挙の過程において、ガバナーが特定の選挙活動を承認することを認める件	候補者を良く知るために、地区大会で紹介したり、クラブ例会で話をしたり、ロータリーのプロフィールを回覧するなどの最低の選挙運動を可能にする	R 細則 10.060	×
13-92	クラブがガバナー・ノミネー候補者を推薦するために、設立から3年が経過していることを要件とする件	3年以上経過しているクラブがガバナー・ノミネー指名案を提出できる	R 細則 13.020	×
13-93	郵便投票に関する手続き規定を改正する件 (RI 理事会提案)	各クラブが1票の投票権とする	R 細則 13.040	○

13-94	郵便投票に関する手続き規定を改正する件	会員一人が1票を投じる権利をもつ	R 細則 13.040	×
13-95	地区大会におけるガバナー選挙の規定を改正する件	クラブは一人の選挙人に全ての投票権を割り当てるものとする	R 細則 13.020	○
13-96	クラブがガバナー・ノミニーへの対抗候補者を推薦するために、設立から3年以上経過していることを要件とする件	ガバナー・ノミニー対抗候補者を推薦できるクラブは従来の1年ではなく、年度当初に3年以上経過したクラブでなければならない	R 細則 13.020	撤回
13-97	対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	「地区内の10クラブで、設立から5年を経過しているクラブ」の条件に変更	R 細則 13.020	×
13-98	対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	クラブは一人の対抗候補者のみに支持するものとする (Must を Shall に変更し、修正採択)	R 細則 13.020	○
13-99	ガバナー・ノミニーの対抗候補者の支持に関する規定を改正する件	「地区内の10クラブで、設立から3年を経過しているクラブ」および「クラブ総数の20%」の条件に変更	R 細則 13.020	撤回
13-100	ガバナーの空席に関する規定を改正する件	地区権限を追加し、指名委員会は5代前まで遡ったパスト・ガバナーを指名するか、適任のロータリアンを副ガバナーに任命できる	R 細則 6.120	○

### C.その他

13-101	地区から繰り返し提出される選挙不服申し立てに関する規定の改正する件	「理事会が過去5年以内に、選挙の不服が2件以上確認したとき」を追加する	R 細則 10.070	○
13-102	選挙不服申し立てに関する規定の改正の件	選挙審査手続に従わず、また手続の完了を待たず、ロータリー以外の機関または他の紛争解決機関の介入を要請した場合、この候補者は今後立候補できない。また、そのようなクラブは機能しないクラブと見なされる	R 細則 10.070	○

## IX. 国際ロータリー

### A.組織統括（コーポレートガバナンス）

13-103	パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を200から1000に増やす件（RI理事会提案）	パイロット・プロジェクトに参加できるクラブ数を従来の200から1000に増加する	R 定款 5.4	○
13-104	E クラブの所在地域に関する規定改正する件	所在地域を全世界とするか、または、クラブ理事会の決定によって決められる	R 細則 2.030	○
13-105	クラブ自治権について規定する件（姫路 RC）	RI 定款、RI 細則、標準 RC 定款に矛盾することのない範囲でクラブに自治権を与える	R 細則 2.040	×
13-106	然るべき理由がある場合のクラブの懲戒に関する規定を改正する件	聴聞の場に、当該地区のガバナーあるいはパスト・ガバナーが同席してもよい規定を加える	R 細則 3.030	○
13-107	クラブの合併に関する規定を改正する件	2年間、25名以下のクラブは強制的にガバナーがその所在地域のクラブと合併させる	R 細則 2.060	×
13-108	地区の境界を変更する理事会の権限を改定する件 (RI理事会提案)	クラブ数が100を超える地区あるいは1200名以下の地区境界を変更できる。それ以外の地区は地区内の過半数の反対がある場合は変更できない。 15.010の暫定規定廃止。	R 細則 15.010	撤回
13-109	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件（D2540 秋田 D2830 青森）	最低会員数を1200名から1100名に変更	R 細則 15.010	○

13-110	地区の境界を変更する理事会の権限を改正する件	クラブ数が100あるいは5000名を超える地区は境界を変更できる規定を加える。 33クラブ～100クラブあるいは1200～5000名までの地区は境界変更は地区の過半数の同意が必要。それ以外は理事が決定。	R細則 15.010	×
13-111	新しい地区を援助する手続を規定する件	理事会は新しい地区の将来にあるいは地区の合併に対して、管理、リーダーシップ、代表権についての手続きを確立しなければならない	R細則 15.010	○
13-112	運営審査委員会の責務内容を改正する件 (RI 理事会提案)	委員の構成人数の割合と委員会開催権限の変更。 委員長には開催権限なし。	R細則 16.120	○
13-113	RI 長期計画委員会の責務内容を改正する件 (RI 理事会提案)	委員会のメンバーに現職の管理委員であってもよい。委員長に委員会開催の権限はない。次年度会長エレクトに対する権限縮小。 (委員長が会長に責任を持つに変更修正)	R細則 16.100	○
13-114	RI 戦略計画の監督を含めるために理事会の権限に関する規定を改正する件	理事は自分が選出されたゾーンにおいて、RI 戦略計画の実行を監督する	R細則 5.010	○
13-115	監査委員会の責務内容を改正する件 (RI 理事会提案)	監査委員会のメンバー構成割合の変更。 現職理事及び管理委員を監査委員から除く事を明確化する	R細則 16.110	撤回
13-116	ローターアクトおよびインターアクト委員会の名称を新世代委員会と変更する件 (東京恵比寿 RC)	インターアクト委員会、ローターアクト委員会の名称を新世代委員会変更する	R細則 16.010	×
13-117	世界平和のための RI 常任委員会を設立する件	世界平和委員会を設置する (6名、任期3年)	R細則 16.010	撤回
13-118	RIBI の管理機関の名称を「審議会」から「RIBI 理事会」に変更する件	管理主体を RIBI 審議会から RIBI 理事会に変更する	R 定款 16.2 R細則 7,11,12,15	×

## B.運営

13-119	印刷されたロータリー雑誌を受取るか、インターネットを通じて受信するかを選択肢を、米国およびカナダ以外の国のクラブに与える件	全てのロータリアンが、ロータリー冊子を印刷物かあるいは、インターネットで受取ることかを選択できる	R細則 20.030	○
13-120	旅費経費の支払いに関する方針を RI 細則から削除する件 (RI 理事会提案)	RI 細則に規定される旅費弁済規定を削除する。 旅費規定が複雑化してくる現状で、今後は理事会が柔軟に適切に対応する。	R細則 17.090	○
13-121	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI 理事と管理委員はエコノミーとする	R細則 17.090	理事会付託
13-122	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	理事および役員の飛行機の旅費規定を見直し、なるべく合理的な料金の飛行機を利用することを規定	R細則 17.090	理事会付託
13-123	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI の経費で旅行する人は一番安いエコノミー理事・役員・管理委員及び配偶者は3時間を超える場合ビジネスクラス	R細則 17.090	理事会付託
13-124	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI の経費で旅行する人は、15時間を超える場合は、プレミアム・エコノミー料金	R細則 17.090	撤回
13-125	旅費経費の支払いに関する方針を改正する件	RI の経費で旅行する人は一番合理的で安いエコノミー料金。理事・役員・管理委員及び配偶者は一番安い合理的なビジネスクラス料金		理事会付託

## X. R財務と人頭分担金

13-126	人頭分担金を増額する件 (RI 理事会提案)	人頭分担金を半年に、2014～15年度にUS\$27.00 2015～16年度に US\$27.50、2016～17年度に US\$28.00 に値上げする	R 細則 17.030	○
13-127	各クラブが最低 15 名分の人頭分 担金を支払うことを規定する件	クラブは最低 15 名分の人頭分担金を支払う	R 細則 17.030	×
13-128	各クラブが支払う半期人頭分担 金の最低額をなくす件	クラブの最低人頭分担金を廃止する	R 細則 17.030	○
13-129	年齢が 35 歳未満および 70 歳を 超える会員の人頭分担金を減額 する件	35 歳未満と 70 歳以上の会員の人頭分担金を 30%減額する	R 細則 17.030	×
13-130	自然災害時に人頭分担金を減免 または猶予する件 (釧路北 RC)	自然災害等に遭い甚大な被害のある地域の人頭 分担金を延期または減額する	R 細則 17.030	○
13-131	元ローターアクターの人頭分担 金を 1 年間免除する件	元ローターアクターの人頭分担金を最初の 1 年 間免除する	R 細則 17.030	○
13-132	RI 年次大会のために追加の人頭 分担金を設ける件	RI 年次大会支援のために毎年、一人 3 ドルの追 加会費を支払う。そして、RI 年次大会登録料を 100 ドルまでとする	R 細則 17.030	×
13-133	RI 理事会が、クラブ報告書の提出 期日と RI 人頭分担金の納入期日 を定めることを規定する件 (RI 理 事会提案)	RI 理事会がクラブ半期報告と人頭分担金の期日を 制定する	R 定款 11 R 細則 8.11,12,13	撤回
13-134	RIBI の納入する人頭分担金を改定 し、RI の使途不指定の純資産への 抛棄を廃止する件 (RI 理事会提 案)	RIBI は人頭分担金の半分を保有。 RI の保有するパーセンテージの規定は削除	R 細則 17.030	○

## XI. RI 会合

13-135	国際協議会の開催時期に柔軟性 をもたせる件	国際協議会開催時期を 2 月 15 日までに開催しな ければならない規定を削除	R 細則 19.010	撤回
13-136	RI の地域大会に関する規定を削 除する件 (RI 理事会提案)	RI 地域大会の規定を RI 細則からすべて削除する	R 細則 10.070 R 細則 19.030	○

## XII. 立法手続き

13-137	規定審議会の開催時期を 10 月、 11 月または 12 月とし、立法案提出 の期日を変更する件	規定審議회를 10 月か 11 月あるは 12 月に開催し、 立法案提出の時期を、審議会が開かれる前のロー ター一年度の 8 月 31 日に改定する	R 定款 10 R 細則 7.35,50	×
13-138	地区決議会合を含めるためにクラ ブ提出の立法案の地区による承認 と地区大会での投票について改正 する件	地区大会のほかに地区決議会を創設し、クラブ立 法案の決議を行えるようにする。	R 細則 7.030 R 細則 15.40、50	○
13-139	規定審議会を 4 年ごとに召集する よう定める件	規定審議会の開催を 4 年に一度にする	R 定款 10-2	×
13-140	立法案を制定案に限定する件	提出立法案を制定案のみとする	R 定款 10	×
13-141	欠陥のある立法案の定義を改正 する件 (前橋 RC)	(ii) 理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内にある 管理運営的措置を要求あるいは要請する場合の規 定を削除	R 細則 7.037	○
13-142	審議会議場での立法案修正をなく す件	規定審議会会場での制定案や決議案などの修正は 認めない	R 細則 8.120	×
13-143	規定審議会において大規模な地 区に追加の投票権を与える件	75クラブまでの地区は1票の投票権、 76-125クラブの地区は2票の投票権 126-175クラブの地区は3票の投票権	R 細則 8.110	×
13-144	規定審議会において大規模な地 区に追加の投票権を与える件	1000 名を超える地区はもう一票の投票権を与える	R 細則 8.110	×

13-145	規定審議会において大規模な地区に追加の投票権を与える件	3000名を超える地区はもう一票の投票権を与える	R細則 8.110	×
13-146	大規模地区は審議会代表議員を2名まで選ぶことができ、同じロータリアンが代表議員として審議会に出席できる回数は2回までとする件	71クラブ以上の地区は2名の代表議員を与える。また、代表議員として審議会に2回を超えて出席してはならない。(2回まで)	R細則 8.010	撤回
13-147	審議会代表議員の選出時期を改正する件	選挙は審議会が開かれる3年前の年度に行う	R細則 8.050	×
13-148	審議会代表議員の指名手続を改正する件	クラブはクラブ会員を代表議員に推薦できる	R細則 8.050	×
13-149	審議会代表議員の指名手続を改正する件	2票以上あるクラブの投票は同じ候補に投票するものとする	R細則 8.060	○
13-150	審議会代表議員の選出手続を改正する件	代表議員の候補者が1名のみとき、ガバナーは資格のあるロータリアンの中から補欠議員を指名しなければならない事を追加	R細則 8.060	○

### 正規の立法案：決議案

番号	案件	提案要旨	結果
13-151	クラブおよび地区の理事会に広報委員長を含めることを検討するようにRI理事会に要請する件	広報委員長を理事とする	撤回
13-152	クラブの公共イメージ委員会の役割を拡大することを検討するようにRI理事会に要請する件	委員会は内向けの広報、外向けの広報を明確な任務とする	撤回
13-153	新しい種類の会員(準会員)の導入を提案するための立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するようにRI理事会に要請する件	2016年COLに準会員を創設する	○
13-154	「ロータリーの支援者(Friends of Rotary)」という立場を設けることを検討するようRI理事会に要請する件	ロータリーの支援者協会の設立	×
13-155	パスト・ガバナー諮問委員会に追加的な権限を与えることを検討するようRI理事会に要請する件		×
13-156	ロータリーの綱領の重要性を推進することを検討するよう、RI理事会に要請する件	茅ヶ崎湘南 RC	×
13-157	ロータリーの綱領の第2項に掲げる職業に関する規定を真摯に受け止め、ロータリアンの職業奉仕の指針として奨励するようRI理事会に要請する件	茅ヶ崎湘南 RC (RI 翻訳文の中、“既定”とあるのは一指導原則、指針(the guiding principle))	○
13-158	児童奴隷を阻止するためのキャンペーンを支援することを検討するようRI理事会に要請する件	撤回	撤回
13-159	性器切除の予防を支援することを検討するようRI理事会に要請する件		×
13-160	対人地雷の問題を優先事項とすることを検討するようRI理事会に要請する件	撤回	撤回
13-161	Rotex クラブを正式に承認することを検討するようRI理事会に要請する件	帰国青少年交換学生のクラブ	×
13-162	国連ミレニアム開発目標(MDGs)を採択することを検討するようRI理事会に要請する件	2015年までに世界の貧困を大幅に削減することなどを旨とする	撤回
13-163	ロータリー章典の職業奉仕に関する主要メッセージに、職業的コミュニケーションを加えること検討するようRI理事会に要請する件	ロータリー章典 8.030.4 職業奉仕の重要メッセージ	×
13-164	職業奉仕を強調することを検討するようRI理事会に要請する件 [ロータリアンの職業宣言及び「職業奉仕がなければロータリーは社会奉仕団体になり下がる」との(2009年国際協議会)サブ一元会長アドレス]	手続要覧 ロータリアンの職業宣言	×
13-165	7月を「ロータリー友情月間」として指定することを検討するようRI理事会に要請する件	撤回	撤回

13-166	国際奉仕の分野に平和と紛争解決の活動を加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件	手続要覧 国際奉仕の方針の追加	○
13-167	RI 新世代奉仕デーを創設することを考慮するよう理事会に要請する件		○
13-168	ロータリーリーダーシップ研究会(RLI)を、RI 傘下の組織または RI の常設プログラムとして指定することを検討するよう RI 理事会に要請する件 (敦賀 RC、柳井 RC、東京中央 RC・品川中央 RC・東京芝 RC、D2760 名古屋、D2770 埼玉、D2840 群馬)	日本の 6 地区をはじめ、世界全体で 30 地区より提案	○
13-169	アーリー・アクト・クラブを承認することを検討するよう RI 理事会に要請する件		×
13-170	5 歳から 11 歳までの子供を対象とするクラブのために「キッズアクト(Kidsact)」という名称を採択することを検討するよう RI 理事会に要請する件		×
13-171	インターアクト会員の最小年齢を 12 歳から 11 歳に引き下げることを検討するよう RI 理事会に要請する件		撤回
13-172	ローターアクトの年齢制限を 35 歳に引き上げることを RI 理事会に要請する件 (新潟南 RC、宇部 RC、沼津 RC)	日本はじめ世界からも提案	×
13-173	エルダーアクト(Elderact)を RI 常設プログラムとして加えることを検討するよう RI 理事会に要請する件	年長者のクラブ	×
13-174	男女平等を推進するために、標準インターアクトクラブ定款を修正することを検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回
13-175	青少年交換プログラムの対象をロータリアンの子弟に限定することを RI 理事会に要請する件 (神戸東 RC)		×
13-176	青少年交換の年齢制限を 17 歳まで引き下げることを検討するよう RI 理事会に要請する件	15～17 歳(期間中に 18 歳となっても良い)とする	×
13-177	ロータリー青少年強化プログラム(Rotary Youth Program of Enrichment)を RI 常設プログラムとして設立することを検討するよう理事会に要請する件	RYLA と同様なプログラム 社会奉仕活動や道徳観念の向上を目指したい青少年をターゲット	×
13-178	われらの天体、地球の保全(Preserve Planet Earth)を RI の常設プログラムとして追加することを検討するよう RI 理事会に要請する件		×
13-179	土地や建物の購入を承認するため、財団補助金の授与と受諾の条件を修正することを管理委員会に検討するよう要請する件	撤回	撤回
13-180	持続可能な開発を目標として採用することを検討するよう RI 理事会に要請する件	世界の人口増加、貧富の差の拡大 技術と環境の限界などがテーマ 撤回	撤回
13-181	ロータリアンの子と孫および配偶者が財団補助金プログラムに参加できることを検討するよう管理委員会に要請する件	撤回	撤回
13-182	ロータリアンの孫がロータリー財団補助金プログラムに参加できるようにすることを検討するよう管理委員会に要請する件		理事会付託
13-183	補助金の受領資格に関する指針の改正を検討するよう管理委員会の要請する件 (小田原 RC)	ロータリアンの家族や関係者に対する補助金支給	○
13-184	国際親善奨学生を受領資格を改正することを検討するよう管理委員会に要請する件	ロータリアンやロータリー関係者でも可能とする	撤回
13-185	RI に対する一般の認識向上活動に資金を充てるために、人頭分担金を増加させる立法案を次回の規定審議会に提出するよう RI 理事会に要請する件	一人年間 2 ドルを増額 世界の人にロータリーを知らしめる為の普及啓蒙基金	撤回
13-186	ローターアクトや若い会員の人頭分担金を削減することを検討するよう RI 理事会に要請する件	撤回	撤回

13-187	現ガバナーが任務を遂行できない場合、ガバナー審議会が臨時のガバナーを任命する事を承認する立法案を次回の規定審議会に提案することを検討するようRI理事会に要請する件	ガバナー職が空席になった時、7日間内に諮問委員会が指名撤回	撤回
13-188	ガバナーの任期を2年に延長する試験的プロジェクトの実施を検討するようRI理事会に要請する件	撤回	撤回
13-189	組織統括の構造を見直すことを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件	会長、理事、管理委員等の任期、職務、報酬、資格などの再検討	×
13-190	米国平和部隊同盟委員会(U.S. Peace Corps Alliance Committee)の結成と承認を検討するようRI理事会に要請する件	平和部隊とは、米国政府の組織で、発展途上国の開発と文化の理解を世界中で促進するため作られました。訓練を受けたボランティアが発展途上国へ行き、平和部隊の3つの目的に基づいて活動しています。それは、派遣先国の必要な技術を提供すること、派遣先国にアメリカ文化を紹介すること、そして派遣先国の文化をアメリカ人に紹介し、さらに理解を深めること	撤回
13-191	会長の年次テーマを、恒久的な「超我の奉仕」に置き換えることを検討するよう理事会に要請する件	毎年のテーマは大きな感動がない お金と時間の節約のため 撤回	撤回
13-192	クラブ会長エレクトのために追加的な研修プログラムを立案・実施することを検討するようRI理事会に要請する件	クラブ管理や財団などが複雑化のため、従来の研修の内容や時間や厳しさを見直す必要	×
13-193	ビジネス・インターシップ交換プログラムを開始することを検討するようRI理事会に要請する件	地域の職業の発見、言語力向上、新しい文化の学習のため 撤回	撤回
13-194	ロータリーおよびロータリー財団の100周年ミュージアムを建設を検討することをRI理事会に要請する件 (世界532地区の芸術家の作品を展示。世界理解と平和に繋げる)	2005年ロータリー創立100年、2017年財団創立100年を記念して 撤回	撤回
13-195	規定審議会を再編成し、新しい構成で実施することを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件	34ゾーンから272名の投票権者 撤回 (経費削減、効率化、より民主的)	撤回
13-196	規定審議会の編成と運営を変更することを提案する立法案を次回の規定審議会に提出することを検討するようRI理事会に要請する件	コスト高、効率性、柔軟なシステムを考慮。決議案は直接理事会へ。 撤回	撤回
13-197	立法手続への変更を推奨するための委員会を設立することを検討するようRI理事会に要請する件	現在、毎年120万ドルの費用 効率的で、安価の運営	撤回
13-198	規定審議会の効率性を調査するための研究を開始することを検討するようRI理事会に要請する件	同上の理由 撤回	撤回
13-199	ガバナー・ノミニーのための追加的な研修プログラムを立案・実施することを検討するようRI理事会に要請する件	地区管理、RIプログラムの適格要件、財団などをもっと研修する必要	撤回

### 制定案追加 R財務と人頭分担金

番号	案件	提案要旨	対象規則	結果
13-200	一般剰余金の目標額計算を改正する件(RI理事会提案)	一般剰余金の最低目標額の計算から、理事会が承認し一般剰余金で賄われた経費を除外する	R細則 17.050	○



# 資料編

- ・ 規定審議会の予定表（代表議員の役割）
- ・ 代表議員名簿（日本からの役員を含む）
- ・ 審議会代表議員のためのチェックリスト
- ・ 規定審議会の流れ

2010年・2007年・2004年

（提供：一般社団法人ロータリーの友事務所）

## 2013年規定審議会の予定表

2011年6月30日	代表議員および補欠議員の氏名がRIに報告される
2011年12月31日	立法案をRI世界本部へ提出する締切日
2012年3月31日	立法案の修正をRI世界本部へ提出する締切日
2012年8月～12月	ロータリー研究会における審議会研修(出席必須)
2012年9月30日	立法案集の発行
2013年2月	賛成および反対の声明をRI世界本部へ提出する締切日
2013年4月、5月、または6月	規定審議会

### 1～2年目

クラブと地区は、審議会周期のどの年であっても立法案を提出することができますが(特定の審議会の期日を逃しても、常に次の審議会に審議にかけることができます)、立法案の提出締切日である**2011年12月31日**に間に合うよう、地区の大多数は2年目の最初の6カ月間に案件を提出します。立法案作成に関して援助を提供するのは、審議会代表議員の任務です。立法案に関して援助できるよう、RI理事会は地区が審議会に出席した経験を持つロータリアンから成る委員会を任命するよう奨励しています。この委員会には、審議会代表議員が含まれるべきです。

この役割に備えるため、代表議員は、RI細則の第7条、出版物「立法案の提出方法」、「2010年手続要覧」第13章に精通しておく必要があります。RIウェブサイト([www.rotary.org](http://www.rotary.org))の規定審議会のページにも役立つ情報が掲載されているほか、組織規定に関する各種文書や立法案の様式も参照することができ、これらは立法案の作成にあたり、貴重な資料となるはずです。

クラブの立法案はすべて地区大会(RIBIの場合は地区審議会)で審査されるか、十分な時間がない場合は郵便投票によって審査されなければなりません。地区の承認を得たクラブの立法案のみが、審議会に提出されます。地区大会(RIBIの場合は地区審議会)も、立法案を提出することができます。しかし、RI細則は、クラブおよび地区が提出する立法案は、1地区につき5件までとすることを奨励しています。

担当地区に助言を与える際には、各案件に対し、次の問いを考察してみるとよいでしょう。

- ✓ その案件は、国際的な規模の問題を扱っているか、あるいは地元や地域の範囲にとどまった性質のものか。
- ✓ その案件は、提案者の純粋に個人的な利益に基づいたものではなく、ロータリー世界全体にとって重要な主題を扱っているか。
- ✓ その案件は、審議会の立法案として扱うより、「理事会に対する建議案」(クラブまたは地区から理事会に特別措置を嘆願する案件)として扱った方がよい性質のものか。
- ✓ その案件は、RI理事会もしくは事務総長の裁量の範囲内における管理運営上の決定を要求あるいは要請するものか。

2013年審議会の立法案の提出締切日は**2011年12月31日**です。立法案には、地区の承認を証明する地区ガバナーの署名の入った書式、および趣旨と効果に関する声明文が添付されていなければなりません。立法案は、この締切日までにRI世界本部に必着しなければなりません。12月31日午前12時(世界本部の現地時間)以降に到着したもの、あるいは趣旨と効果に関する声明文および地区ガバナーの署名の入った書式の両方が含まれていないものは、消印の日付に関わらず、2013年審議会で審議されることはありません。

さらに、地区は、地区大会で提案または承認された全立法案を、地区大会終了後45日以内、またはガバナーによって定められた郵便投票用紙の受理期日後45日以内に提出する必要があります。その場合でも、12月31日が締切日となります。

## 2年目

### 定款細則委員会

2年目に、審議会に提出された立法案を検討するため、定款細則委員会は定期的に会合を開きます。定款細則委員会は、3人の委員およびRI理事会からの連絡理事(リエゾン)から構成されています。審議会が行われる年度に、定款細則委員会は審議会運営委員会の一環として、引き続きその任務の遂行にあたります。審議会運営委員会は、定款細則委員会の委員および審議会議長および副議長から成っています。

定款細則委員会は、審議会に提出された立法案を検討するため、膨大な量の仕事に当たります。同委員会には、立法案が審議会に提出できるものか、あるいはその前に修正を必要とするものか、立法案に関する委員会の決定を理事会に知らせる責任があります。時間の許す限り、委員会は立法案の欠点や欠陥を探し、提案者や代表議員と協力し、気づいた問題点の修正に取り組みます。地区からの案件に修正が必要であるという通知を受け取った場合、代表議員はできる限り早急にその修正がなされるよう確認すべきです。これを怠ると、その立法案が欠陥を抱えたままの状態として残るか、ロータリーのプログラムの範囲に収まらないとみなされた場合、立法案が審議会に提出されないこととなります。

定款細則委員会はさらに、事務総長によって立法案に加えられる「趣旨および効果」に関する文を検討し、承認します。事務総長はまた、「財政的影響に関して」の文が立法案を完全に理解した下に書かれていることを確認するため、同委員会に相談します。

### 折衷案

定款細則委員会は、代表議員に連絡し、折衷案を提案することもできます。同じ主題の案件が多数、審議会に提出されることがよくありますが、このようなことが起こった場合、定款細則委員会は、提案地区に共同で折衷案を提出することに同意するか否かの選択を与えることとなります。その地区が最初に提出した案件の代わりに、この折衷案が審議会に提出されることとなります。折衷案は、その案件に複数の提案者がいることを審議会に理解してもらえらるという点において有利です。また、審議会が多数の類似した案件を急いで審議する代わりに、時間をかけてじっくり検討できるという利点もあります。

## 修正案

担当地区の提案者が案件を修正したいと希望する場合があります。修正案が 2012 年 3 月 31 日 (RI 理事会がこれを延期しない限り) までに提出される限り、その提案者は修正を行うことができ、その際に代表議員の援助を求める場合もあります。

## 3 年目

審議会が開催される年であり、代表議員は立法案を検討し、審議会における役割の準備にあたります。

## 立法案

9 月または 10 月に (言語版によって異なる)、立法案集が送られます。この立法案を読み、審議会にどのような問題が提出されているかを把握しておくことは、代表議員の責務です。

必要な場合、正規立法案の追加分が、審議会の前に送られます。これには、以前、欠陥があるとみなされた立法案に修正を加えたものも含まれます。

## 賛成および反対の声明

審議会開会直前に、代表議員は、事務総長の元に提出された「賛成および反対の声明」を受け取ります。クラブ、地区大会、RIBI の審議会 (または大会)、RI 理事会は、業務用便箋サイズの紙の片面のみを使用したこの声明文に特定の案件に関する意見を記述し、審議会開会 (2013 年 2 月ごろ) の 2 カ月前まで提出することができます。代表議員は、審議会での立法案を支持する旨の資料を配布することができないため、クラブや地区は、立法案の説明や背景情報を提供したり、または賛成、反対意見を表明したりするためにこの声明をあらかじめ提出することを検討するとよいでしょう。代表議員は、正式に提出されたこれらすべての声明を読んでおくものとされています。

## ロータリー研究会

審議会での役割に備えるため、ゾーンで開催されるロータリー研究会への出席が求められます。審議会が開催される年には、ロータリー研究会で審議会に関連するセッションが 2 つ行われます。

1. 審議会代表議員のための研修セッション。ここでは主に、審議会の概要説明、審議会の研修ビデオの閲覧、審議会擬似セッションをはじめ、新しい代表議員が元代表議員に相談する機会も提供されます。
2. 全ロータリアンが提案された立法案について話し合うセッション。代表議員はここで、関連する問題についての情報を得たり、さまざまな案件に関するロータリアンの意見を把握したりすることができます。RI 理事会が、ロータリアンによって話し合われるべきと判断した立法案を何件か選ぶこともあります。

代表議員は、こうした事柄を踏まえて、ロータリー研究会に出席する必要があります。RI は、ロータリー研究会に関連した審議会代表議員の経費を提供することはありませんので、あらかじめご了承ください。地区によって、代表議員の経費を一部または全額負担する場合があります。

## 審議会における代表議員の役割

審議会に備え、審議会がどのようなものであるかを知っていただくためのビデオをお送りします。また、ロータリー研究会の研修への出席も求められています(上記参照)。

審議会に臨む前に、2010年規定審議会で使用された「会議運営手続規則」をよく研究しておく必要があります。「2010年手続要覧」第13章に記載されていますので、ご精読ください。2013年審議会のために提案された会議運営手続規則は、審議会開会の前に審議会代表議員に配布されますが、それらが承認される前に変更される可能性もあります。

審議会は通常、米国イリノイ州シカゴで開催され、日曜日の開会式とオリエンテーション・セッションをもって幕が開かれます。

代表議員は全員、同じホテルに滞在し、専用のダイニングルームで朝食と昼食を共にします。夕食は、付近にすばらしいレストランが数多くありますので、各自ご自由にお楽しみください。審議会会場には、ホテル内の大宴会場が使用されます。代表議員には、各座席に投票用の機材が用意されています。また全代表議員に、同時通訳用のヘッドフォンが提供され、英語以外に5カ国語の審議会言語で会議に参加することができます。

審議会を開催するためには、定足数を満たす数の代表議員の出席が不可欠です。審議会へご到着後、代表議員の選出年度の地区ガバナーと代表議員の署名の入った**代表議員宣誓書式**を**信任状確認デスク(credential desk)**でご提示ください。信任状の確認を受けた後、登録を済ませ、審議会用の資料を受け取ることができます。

審議会は通常、月曜日の朝に本格的な審議に入ります。毎日、昼食時間のほかに、午前と午後の休憩時間が設けられています。

2010年の審議会では、2009年9月に立法案を収録したバインダーが代表議員に送付され、このバインダーに含まれる立法案は、推奨された審議順序(審議会が立法案を審議する順序)に基づいていました。これにより、規定審議会代表議員が、審議会出席に先立ち、立法案を読み、メモを取り、同地区のほかのロータリアンと話し合う機会ができ、各代表議員はその立法案のバインダーを審議会に持参しました。2013年審議会は、これと同じような方法で、立法案集が規定審議会代表議員に配布される予定です。

代表議員は、審議会において、自分の地区が提出したすべての立法案を発表することになりますので、こうした立法案を発表する準備を整えておいてください。また、地区の案件の審議順序を確認し、発表の番に備えるようにしてください。審議会での発表に備え、「手続規則」を参照し、どのくらいの時間、話すことができるのか把握しておいてください。地区の提出する立法案は次のように発表することができます。

「私の名前は \_\_\_\_\_ です。私は日本語で発表します。私は第 \_\_\_\_\_ 地区の代表議員です。私は 13- \_\_\_\_\_ (制定案または決議案の番号) について提議します」

審議会では、立法案に対して賛成または反対の意見を述べたり、動議を提出するなど、その他の発言の機会もあります。発言を行う際は、色紙を持ってマイクに向かいます。緑色は賛成、赤色は反対、黄色は動議を示します。発言の順番が回ってきたという審議会議長からの支持を受け、次のように自己紹介します。

「私の名前は \_\_\_\_\_ です。私は日本語で発表します。私は第 \_\_\_\_\_ 地区の代表議員です」

自己紹介を終えた後、発言の理由を述べます。

「私は \_\_\_\_\_ (動議内容) という動議を提出します」

「私はこの立法案に賛成です。なぜなら \_\_\_\_\_ だからです」

「私はこの立法案に反対です。なぜなら \_\_\_\_\_ だからです」

他の発言者が先に、あなたと同じ論点を発表する場合があります。その場合、他の代表議員が別の論点を発表できるよう、自分の席へ戻るのが望ましいでしょう。こうして、各立法案について話し合うための時間を節約することができます。

審議会は一旦開始されると、非常に興味深いものとなります。代表議員にとっては、ロータリーに対する世界中のさまざまな見解を聞くことができ、RI 理事や元 RI 会長と会う機会にもなります。組織の将来を考えるロータリー家族の真に壮大な集まりと言えます。代表議員の務めは厳しいものですが、また、大変達成感の大きいものでもあります。一度経験してみたなら、なぜ多くの審議会代表議員がもう一度その役割を務めたいと希望するのか、おわかりいただけるはずです。

## 2016 年審議会 - 1 年目

審議会終了後、改正された組織規定および審議会で採択されたすべての立法案を含む決定の報告をお送りします。決定の報告には、これらの立法案に対し、反対の意思を表示するために、クラブが使用できる書式も含まれています。審議会開催中、審議会の概要が RI ウェブサイト ([www.rotary.org](http://www.rotary.org)) に掲載されますが、地区内のクラブに審議会についての報告を行うのは、代表議員の責務です。RI 理事会はさらに、採択された決議案を受け、承認された理事会の決定を、審議会から 1 年以内に地区ガバナーに通知します。

## その他の情報

規定審議会全般に関するより詳しい情報が、以下に掲載されています。

- ✓ RI 定款の第 10 条(「規定審議会」)
- ✓ RI 細則の第 7 条(「立法手続」)
- ✓ RI 細則の第 8 条(「規定審議会」)
- ✓ 「2010 年手続要覧」第 13 章(「規定審議会」および「会議運営手続規則」)
- ✓ RI のウェブサイトの規定審議会のページ ([www.rotary.org/col](http://www.rotary.org/col)、画面下の「日本語」をクリック)
- ✓ 「立法案の提出方法」の資料は、RI ウェブサイト、もしくは RI 審議会業務課 (Council Services Section) より入手できます。

「審議会代表議員のためのチェックリスト」を参照

## 審議会代表議員のためのチェックリスト

### 1年目

- ✓ 地区ガバナーと自分の署名の入った代表議員の宣誓書式を用意する。この書式は3年後の審議会到着時に提示する必要があります。
- ✓ 地区内のクラブまたは地区が提案する立法案を把握する。
- ✓ 地区大会、審議会、または地区郵便投票の後、地区の提案または承認した立法案が、提案・承認後45日以内にRI世界本部へ必ず提出されるようにする。
- ✓ RIウェブサイトの規定審議会のページを訪れ、2013年規定審議会についての情報や資料を集める。

### 2年目

- ✓ 地区内のクラブまたは地区が提案する立法案を把握する。
- ✓ 地区大会、審議会、または地区郵便投票の後、地区の提案または承認した立法案が、**2011年12月31日**までに必ずRI世界本部へ提出されるようにする。
- ✓ 地区の立法案に関するRIからのすべての連絡に目を通す。対応が求められている場合は、代表議員、地区ガバナー、立法案提案者のいずれかが、滞りなく必ず対応するようにする(2012年3月31日または指定された期日まで)。
- ✓ RIウェブサイトの規定審議会のページを訪れ、2013年規定審議会についての情報や資料を集める。

### 3年目

- ✓ 2012年9月、10月に、立法案集に目を通す。特に地区の提案する立法案に注意する。
- ✓ ゴーンのロータリー研究会に出席し、審議会の研修を受け、審議会に関連する情報を収集する。
- ✓ 2013年審議会の登録に関する情報を入手する。
- ✓ 必要な場合、米国滞在のためのビザを取得する。
- ✓ 登録資料に明記されている締切日までに、審議会の登録を済ませる。これには、ホテル予約や飛行機の手配も含まれる。
- ✓ 立法案や旅行の手配に関してなど、審議会直前に郵送される資料を読む。
- ✓ RIウェブサイトの規定審議会のページを訪れ、2013年規定審議会について、直前に発信される情報や追加の資料を確認する。
- ✓ 地区の提案または承認する立法案を審議会で発表できるよう準備する。
- ✓ 審議会後、審議会で加えられた変更について、地区内のクラブに通知する。
- ✓ 決定報告と改正された組織規定文書に目を通す。
- ✓ 次回の審議会へ向け、地区に支援を提供する。

2013年規定審議会 日本団役員・代表議員名簿

地区	クラブ	氏名	年度	備考
2780	横須賀	小沢 一彦	2000～01	R財団管理委員
2780	茅ヶ崎湘南	松宮 剛	2004～05	RI理事
2770	浦和東	北 清治	2004～05	RI理事エレクト
2780	横須賀	小佐野圭三	2007～08	SAA

2500	釧路	小船井修一	2002～03	幹事
2510	登別	遠藤 秀雄	2004～05	
2520	水沢東	伊藤 大亜	2001～02	
2530	喜多方	佐原 元	2001～02	
2540	秋田中央	松浦 新	2006～08	
2550	壬生	瀬下 龍夫	2010～11	
2560	新潟南	渡辺 敏彦	2007～08	
2570	本庄	加藤 玄静	2009～10	
2580	東京王子	浅川 皓司	2007～08	
2590	横浜鶴見北	藤林 豊明	2004～05	
2600	長野	室賀 明	2004～05	
2610	羽咋	久保 順一	2007～08	
2620	静岡	牧田 静二	2008～09	
2630	岐阜南	竹腰 兼寿	2004～05	
2640	堺フェニックス	米田真理子	2010～11	

地区	クラブ	氏名	年度	備考
2650	京都東	橋本 長平	2007～08	幹事
2660	大阪南	岩田 宙造	2006～07	
2670	高松南	太田 英章	2000～01	
2680	姫路	三木 明	2007～08	幹事
2690	岡山東	鳥居 滋	2008～09	
2700	小倉	原田 光久	2006～07 2010～11	
2710	萩	金子 信	2007～08	
2720	別府北	玉ノ井 溥明	2006～07	
2730	加治木	安満 良明	2001～02 2008～09	
2740	佐賀	野口 清	2007～08	幹事
2750	東京立川こぶし	新藤 信之	2008～09	
2760	名古屋東南	片山 主水	2008～09	
2770	杉戸	関口 博正	2002～03	
2780	足柄	山崎 裕昭	2008～09	
2790	市原中央	鈴木 雅博	2001～02	
2800	山形	野々村政昭	2002～03	
2820	土浦南	内藤 彰	2009～10	
2830	八戸東	鐘ヶ江義光	2006～07	
2840	前橋	曾我 隆一	2005～06	
2750	東京築地	二神 典子		ロータリーの 友編集長



## ロータリーの新しい歴史をつくる 2010年 規定審議会レポート

規定審議会は、3年に1回開催される国際ロータリー（R I）の立法機関。2010年規定審議会は、4月25～30日、ロータリー発祥の地シカゴで開催されました。

立法案には、制定案と決議案の2種類があります。制定案は、R I 定款細則または標準ロータリー・クラブ定款を改正する立法案です。決議案は、組織規定を改定しない審議会決定で、R I 理事会に意見を表明したり、提案を行ったりする立法案です。いずれも、クラブ、地区大会、国際ロータリー理事会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内国際ロータリー（R I B I）審議会またはR I B I大会が提案できます。

### Eクラブが正式に認められる

今回の規定審議会では、さまざまな立法案が採択されましたが、それらの中でロータリーの節目となる大きなものは、Eクラブを正式に認める制定案が通ったことでしょう。

Eクラブは、「電子的な通信手段を通じて会合するロータリー・クラブ」と定義されました。また、国際ロータリー細則第2条に下記のアンダーライン部分が加えられることになりました。

#### 2.010.1. Eクラブ

理事会は、各Eクラブを地区に割り当てるものとする。1つの地区に存在するEクラブは2つまでとする。

#### 15.010. 創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、1地区に2つを上回るEクラブが存在しない限り、境界に関わりなく、いかなる地区にもEクラブを割り当てることができる。（後略）

会合や出席など、Eクラブに関して具体的にいくつかの規定が決まっています。Eクラブは、試験的プロジェクトとして創立し、活動を続けていますが、今回の決定により正式に認められることになりました。ポール・ハリスが、1905年2月23日にシカゴのユニティービル711号室で3人の仲間とともに初めての会合を開いて以来ずっと続けてきた、会員が実際に会うのが例会という、ロータリーの伝統が大きく変わった瞬間でした。

なお、この立法案の日本語訳については、各地区が必ずEクラブを作らなければならないとの誤解を生じる恐れがあったため、R I日本語課で翻訳を検討し変更がなされました。各地区が必ずつくらなければならないというのではなく、Eクラブがどこかの地区に属さなければならない、というのが2.010.1.Eクラブの趣旨です。

### 決議 23 - 34 を海外のロータリアンも支持

2007年11月R I理事会で決議 23 - 34（社会奉仕

に関する1923年の声明)が『手続要覧』から削除する審議が提出され、日本のロータリアンの間で問題になりました。当時の渡辺好政R I理事と小沢一彦R I理事の努力によって、その後、以前通りに掲載されることになりましたが、今後もまた同じような問題が起こるかもしれないと心配をしているロータリアンもいたようです。

日本から、決議23-34に関する立法案が3件提出されていました。しかし、審議の様子を観察して、同じような立法案がいくつも出ている場合、1つ通らなければ共倒れになると判断した当該地区の代表議員が協議をして、1つに絞り、それを通すよう全力を注ぐという戦略を立てました。

ビチャイ・ラタクル元R I会長はじめ、海外の代表議員から積極的な支持の意見が述べられたことは、驚きとともに、日本の代表議員を大いに勇気づけるものとなりました。「ロータリークラブの会員からロータリアンになったとき、とても大切なものです」とは、海外のロータリアンの発言です。

作戦が功を奏したのか、説得力のある説明がよかったのか、もちろん何よりもそこに書かれていることに賛同したというのが一番大きかったのでしょうか、第2500地区の釧路北ロータリークラブ(RC)が提出した『社会奉仕に関する1923年の声明』の第一項を、奉仕の哲学の定義として使用することを検討するようR I理事会に要請する件」という決議案が採択されました。

「決議23-34」は2007年のロータリー章典から削除された。

「社会奉仕に関する1923年の声明」の第1項には、次のように述べられている。“ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我的奉仕」の哲学であり、これは「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づいている”

1923年、セントルイス大会で採択された決議23-34は、現在まで数回の修正が行われ、現在の2007年の手続要覧には、「社会奉仕に関する1923年の声明」として掲載されている。

当初、この決議23-34は、「国際ロータリーならびにロータリー・クラブの未来の指針として綱領に基づく諸活動に関するロータリーの方針を明確に表した」ものとして採択された。しかし、時代の変遷に連れ、その内容の一部は、現在のロータリーの方針や、活動内容にそぐ

わない部分が認められるのも事実である。しかし、この決議文の第1項は、私たちロータリアンにとって決して無駄な決議ではなく、この決議文は、永遠にロータリアンの活動の哲学として残すべきものである。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、第1項を、奉仕の哲学の明確な定義として扱うことを検討するものとする。

ところで、ここにも出てくる第二の標語「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」について、その英語はThey Profit Most Who Serve Bestですが、職業奉仕は個人の行動によって実践されるという哲学に基づく第二の標語の原形の意図を反映させるため、TheyをOneに変更するという決議案が採択されました。

## 人頭分担金の増額

人頭分担金の増額に関して、国際ロータリー細則を改定する立法案が規定審議会で取り上げられました。R I理事会が2011-12年度から年間2ドルずつ増額するという事前に提出した立法案を修正して、1ドルずつ増額という制定案を提出しました。しかし、ここに加わっていたのが、2014-15年度以降は年率最高2パーセントで理事会が人頭分担金の増額を許可する、という文言です。

R I理事会に任せることに関して、代表議員から次々に反対意見が述べられ、長い時間が費やされました。理事会からは「審議をしなければいけない多くの大切な案件があるにもかかわらず、毎回規定審議会で人頭分担金について多くの時間を割かなければならない。2パーセントの範囲内なのだから、理事会を信じて任せていただきたい」との発言もありました。しかし、代表議員はこれに反対。結局、この文言を削除する修正案を採択しました。

このことで、代表議員たちが規定審議会に対してどのような思いをもっているのか垣間見ることができたような気がします。自分たちのルールは自分たちで決めるというこの原則は守り通さなければいけないと。

なお、人頭分担金については年額1ドルの増額が採択されました。

## 第17条 財務事項

### 17.030. 会費

#### 17.030.1. 人頭分担金

各クラブは、そのクラブの会員のおのおのにつき、次のようにR Iに人頭分担金を支払うものとする。2011

ー 2012 年度には半年毎に米貨 25 ドル 50 セント、2012 - 2013 年度には半年毎に米貨 26 ドル、2013 - 2014 年度以降には半年毎に米貨 26 ドル 50 セント。ただし、各クラブは半年ごとに、2010 - 11 年度に最低米貨 250 ドル、2011 - 2012 年度に最低米貨 255 ドル、2012 - 2013 年度に最低米貨 260 ドル、2013 - 2014 年度以降に最低米貨 265 ドルを R I に支払うものとする。

人頭分担金に関しては、例えば、若い会員や年配の会員の負担を軽減したり、国の経済格差を考慮して人頭分担金を変えたり、夫婦でロータリアンの場合は減額するなどの案が出ていましたが、これらはすべて否決されました。議論を聞いていると、ロータリアンはみんな平等、権利も平等なら義務や負担も平等という考えが強く感じられました。

新しいプログラム、プロジェクトについても多くの案件が提出されていました。規定審議会では、それらの意義について認めながらも、R I や地区、クラブの財政状況を考慮して、ほとんどを否決しました。

### 新世代奉仕が第五の奉仕部門に

ロータリーの四大奉仕部門に新世代が加わり、五大奉仕部門になりました。標準ロータリークラブ定款の第 5 条に下記が加わります。

#### 5. 奉仕の第五部門である新世代奉仕は、指導力養成活



動、社会奉仕プロジェクトおよび国際奉仕プロジェクトへの参加、世界平和と異文化の理解を深め育む交換プログラムを通じて、青少年ならびに若者によって、好ましい変化がもたらされることを認識するものである。

これは新世代を重視する表れだと思いますが、それは、母校をはじめ、地元や世界の地域社会に奉仕する機会を小学校就学年齢の生徒に提供するアーリーアクト・クラブの創設を検討するよう、R I 理事会に要請する決議案が採択されたことからわかります。また、R I の常設委員会にローターアクトと合わせインターアクトを入れることも決まりました。

さらに、平和や環境問題に関する決議案がいくつか採択され、ロータリアンが平和や環境保全に率先して取り組もうという姿勢をうかがうことができました。

### ロータリーを知ろう

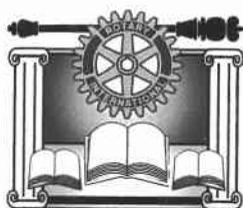
「新入ロータリー・クラブ会員を対象に研修セミナーの実施をガバナーに義務づけることを検討するよう、R I 理事会に要請する件」という第 2680 地区・加古川平成 R C が提案した決議案が採択されました。

近年、多くのクラブで、クラブの会員教育能力や指導力の低下、会員増強の早急化等で、新入会員に対し、入会前後に満足な教育が行われていない。

その結果、少なからぬ新入会員はロータリーに対する基本的な知識、理解が乏しく、クラブへの愛着、例会出席への意欲が感じられない。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、このような状況を踏まえ、入会 3 年未満の会員に対する研修セミナーの開催を、地区ガバナーに推奨することを検討することとする。こうした地区研修セミナーにより、新入会員の資質が向上し、クラブ例会の活性化に貢献し、ひいては会員増強へと結びつくものである。

「義務づける」という文言が「推奨する」と変更されたの採択となりましたが、「研修・リーダーシップ委員会の設置をクラブに奨励するよう R I 理事会に要請する件」というフランスのロータリークラブから提案された決議案も採択され、会員の情報や知識不足についての心配が日本ばかりでないことがわかりました。ここには、「新会員も古くからの会員も含め、R I ならびにロータリー財団の目標、規則、リソースに関する知識が欠如しているロータリアンが多く見られる」と危惧が示されて



COUNCIL ON LEGISLATION

## ロータリーの明日を決める 2007年規定審議会レポート

3年に1回開催される規定審議会が、4月22～27日にロータリー発祥の地シカゴで開催されました。全世界530地区の代表議員が一堂に会し、事前に提出された立法案を一つひとつ丁寧に審議していきます。

350以上もある立法案をたった5日間で処理しなければならないという、時間的な制約があるにもかかわらず



ず、かなり丁寧に一つひとつの案件が審議されることに感心するとともに、本当に全部予定通りに終わるのだろうかという心配が頭をよぎったことと思います。

審議に入ってすぐ、うまく働かない投票の機械が出たので、修理の間はコーヒープレイク。午後も予定の2時に始まらなかったのは、通訳が聞き取りにくかった関係で、その原因確認や周波数の変更が行われたためです。ほかにもいくつかのトラブルがあったにもかかわらず、初日の審議はおおむね順調に進みました。

### 文言の細かい修正も検討

初めに、提案者から提案理由の説明が行われ、文言の修正案が提出されます。その修正について賛成、反対意見が述べられたあと、採否を図ります。案件によっては、このような修正案が複数出されるものもあり、根気強く同じ手順で審議が繰り返されます。ようやく修正が終わったものは修正後の文章で、修正のないものはそのまま、その立法案に関する採決を取ります。

場合によっては、せっかく時間をかけて2つも3つもの修正が加えられたにもかかわらず、最終的に否決されてしまう立法案も少なくありません。

修正には、文章自体を変えるものや数字を変えるものなどがありますが、例えば must を should にするとか does を shall にするといった変更もあります。このように単語一つでニュアンスが大きく変わることがあるので、それぞれ真剣に討議が行われるのですが、母国語が英語でない代表議員にとっては、論点を把握するのが大変だろうと思います。

います。悩みも各国共通というところでしょうか。

国が違っても同じ考え、同じ悩みをもつ問題もありますが、立法案を見ていると、各国の事情の違いも見ることができます。配偶者という言葉を変え、パートナーに変えるというのは、日本人には思いつかないことかもしれません。これは法的に婚姻をしていないカップルが多い国ならではの発想なのでしょう。

国際ロータリー細則の第7条第4節「移籍ロータリアンまたは元ロータリアン」に関して、退会理由に「本人の前のクラブのRIへの加盟が終結された」という文言を加えることが日本のクラブから提案されたのですが、否決されました。日本人の感覚では、クラブが存続できなくなるのは会員数が減るといふ事情くらいしか思いつきません。ですから、この文言を入れることに何の抵抗も感じません。

しかし、世界の中には、クラブの終結理由がやむを得ない事情ばかりでなく、人頭分担金を納めなかったり、報告をしなかったりと、落ち度のある場合も多いようです。そのようなクラブの会員は認めることはできない、というのが否決の理由のようです。

## 「出席」が変わりました

出席免除に関して、これまで会員歴と年齢の合計が85歳以上となっていた出席免除の対象者の条件に年齢65歳以上という文言が加わり下記のようにになりました。これは、第2750地区・東京多摩グリーンRCが提出した制定案です。

### 第9条 出席

第3節 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

(b) 年齢が65歳以上の会員で、かつ、一つまたはいくつかのロータリー・クラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

例えば、30歳で入会して、今60歳の会員がいたとします。ロータリー歴の30年と年齢の60年を足して90歳ですから、これまでなら出席免除の対象になっていたのですが、新しい規則では、年齢が65歳に達していないので対象から外れることになります。

雑誌の講読に関しては、アメリカとカナダのロータリアンは電子版で受け取ることができるようになり、国際



ロータリー細則が変わります。

### 第20条 機関雑誌

#### 5 20.020. 購読料

#### 7 20.020.2. 購読義務

米国およびカナダ内のクラブの各会員は、会員籍にある限り、すべて機関雑誌の有料購読者とならなければならない。かかる購読料は、クラブが会員から徴収し、会員に代わってRIに送金しなければならない。各会員は、印刷された雑誌を郵送で受け取るか、インターネットで電子版の雑誌を受け取るかを選択できるものとする。

この点からわかるように、今回決まったのは、アメリカとカナダのロータリアンに関してだけです。また、電子版の雑誌を選択したとしても購読料を支払わなくてはなりません。しかし、両国以外のロータリアンが電子版の『The Rotarian』または地域雑誌を手にする日も遠くないことでしょう。

さて、この規定審議会でいろいろなことが決まりましたが、それによってロータリーはどのように変わるのでしょうか。また、今回、代表議員たちが「変えない」と決めたことによって、どのようになるのでしょうか。ロータリーのこれからを握る大切な会議であることを、すべての代表議員が自覚しているだけに、熱心な議論が交わされ、慎重に一票が投じられました。

ここで採択された立法案については、各クラブに報告されます。クラブでは、それを確認して反対するチャンスもあります。各クラブで検討をしてください。

取材『友』編集長 二神 典子

## 若い会員を増やす

『ロータリーの友』に送られてくる「R I 指定記事」や、国際協議会のスピーチなどには、かつてのロータリー青少年交換学生、ロータリー財団国際親善奨学生、インターアクター、ローターアクターなどで、現在はロータリアンとして活躍をしている人たちの話が多く含まれています。今回、採択された立法案の中には、それらの人たちが、ロータリアンになりやすいように配慮されたものはいくつかありました。

### 制定案 07-42 最近のローターアクターの入会金の支払いを免除する件

「標準ロータリー・クラブ定款 第10条」の末尾に、「本クラブの会員として受け入れられ、入会前2年以内にローターアクトとしての会員身分を終了したローターアクターには、入会金の支払いが義務づけられないものとする」が加えられました。

### 制定案 07-57 ロータリー財団学友が正会員となることを認める件

「国際ロータリー定款 第5条 会員 第2節 - クラブの構成」に「(4) 理事会によって定義されているロータリー財団学友であること」という項目が追加されました。

このほかの会員資格に関する大きな変更は、

### 制定案 07-329 会員資格条件の規定を改定する件

「国際ロータリー定款 第5条 会員 第2節 - クラブの構成」の項目に「(a) クラブは善良な成人であっ

て、職業上、または／および地域社会で良い世評を受けている成人正会員によって構成されるものとする」と下線部分を追加、「(4) Being a community leader who has demonstrated through personal involvement in community affairs a commitment to serve and the object of rotary (地域社会の活動に自ら参加することによって、奉仕およびロータリーの綱領への献身を示している地域社会のリーダーであること)」を追加(前出の07-57で同じく(4)が追加されているので調整されます)。

これに伴って、職業分類にも、「本人の社会奉仕活動の種類を示すもの」という言葉が追加されます。

## 出席条件の緩和

出席に関しては、条件がやや緩和されました。

### 制定案 07-14 ロータリー年度の各半期ごとに、例会の

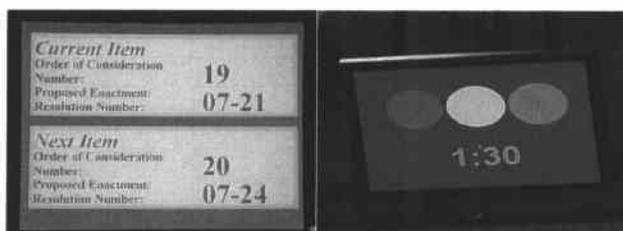
50パーセントに出席するよう、会員に義務づける件

「標準ロータリー・クラブ定款 第11条 第4節 終結 - 欠席」(a) 出席率 年度の各半期間において、メイクアップを含むクラブ例会出席率が少なくとも60パーセントに達していなければならない」となっているのを50パーセントにするという案件です。

これに対して、日本のロータリアンはどのような見解を示すのか、本誌「言いたい 聞きたい」への投稿があるのではないかなど、そんな考えが頭をよぎりました。

## 人頭分担金が増額に

前回、2004年規定審議会で、3年間にわたって人頭分担金を年4米ドルずつ引き上げることが決まりましたが、今回の規定審議会でも人頭分担金の増額が決まりました。これにより、人頭分担金は、2007 - 08年度



は 47 ドル、2008 - 09 年度は 48 ドル、2008 - 09 年度は 49 ドル、そして 2008 - 09 年度以降には年 50 ドルとなります。

また、新会員のおのおのについて、人頭分担金を支払う次の半期が始まるまで、会員となってから、まる 1 か月につき、人頭分担金の 12 分の 1 に相当する比例分担金を支払うということになります。

各クラブは、既に新年度の予算を立てていることと思いますが、これらの事項は直接クラブの予算にかかわってくる問題なので、ご注意ください。

以上は、R I 理事会の提案で、採択されたものですが、人頭分担金については、ほかにもいくつかの立法案がありました。その一つに「国民総生産 (GNP) を反映した人頭分担金を設定する立法案を次回の規定審議会に提案することを R I 理事会に要請する」という案件がありました。「GNP とロータリアンの所得水準が必ずしも一致しているわけではない」という反対意見が出て、否決されましたが、このような提案は、日本では思いもよらないものです。この辺りが、ロータリーの国際性と多様性を示す一例だといえるでしょう。

### ゾーンの再編成は……

このように、規定審議会は、各国の思惑や文化の違いを目の当たりにする機会でもあったと思います。それぞれの経済的な事情や、文化の違い、ロータリーの歴史の違いを背負った代表議員たちが、世界の各地からやってくるのです。どんなに議論を尽くしても平行線をたどるものもあります。自分たちには関係ないが、変更賛成しておこうと賛成投票する場合もあります。

長い、長い話し合いがむなしく思えた一つの議案がありました。それは、制定案 07-173 「理事の数を 17 名から 18 名に増やしゾーン境界の設定基準を改正する件」です。1 時間以上の時間を費やし、午後 6 時に終わる予定の会議を 7 時近くにまで延長をして議論が続きました。ゾーンの境界線を変えるということは、R I 理事を自分の国から出す頻度が変わるということを意味します。自分の国からいかに多くの R I 理事が出ることができるのか、それぞれの関心はそこに絞られます。

会員数だけでいくべきだ、ロータリー財団への貢献度を考慮すべきだ、貢献度とは寄付額だけではなく汗を流すことも基準にはいる……、そんな議論が延々と続きましたが、出席した代表議員の意見を変えるには至らず、結局は否定されました。

ゾーンについて驚いたのは、「地区が 1 つのゾーンのみ」に属するよう、ゾーンの再編成を R I 理事会に要請す



る件」という案件です。言い換えれば、1つの地区が2つのゾーンに属していた地区が存在していたということです。これは決議案でしたが採択されましたので、RI理事会で検討されることとなります。広い世界には、いろいろな事情があるようです。

文化の違いといえば、日本のロータリアンが長い間大切に思ってきた第2標語「最もよく奉仕するもの、最も多く報いられる」の英文が、一度は They に改訂されたのを「He / She」にするという立法案が採択されました。これは決議案ですから、すぐに変更されるのではなく、RI理事会で検討されることになるのですが、主語は複数形ではなく単数形であるべきだと考える日本のロータリアンたちの思いの実現に向けて、一歩進んだこととなります。

### ところ変われど、事情変わらず

世界の国々には違いもあれば、同じような事情を抱えているところもあります。翻訳に関する議論は日本だけでなく、ほかの国にもあるようです。「ロータリーの綱領」や「四つのテスト」に関して、日本でも変更をした方がいいのではないかという意見を耳にしますが、アルゼンチンから出された、「ロータリーの綱領」の第1項のスペイン語翻訳を変更するよう、RI理事会に要請するという決議案(07-143)が採択されました。

これは同じスペイン語でも、国によってニュアンスの違いがあるためで、日本語訳を変えるという議論を思い浮かべると、それどころではない大変な作業になるのではないかと想像されます。

翻訳とは、英語からスペイン語に、英語から日本語へと単に記号を置き換えれば済むというものではなく、そ

れぞれの言葉のもつバックグラウンドが表現に影響します。また、文章は読む人の環境によって受け取り方が異なる、つまり、書いた人の意図がそのまま伝わらないということもあります。それらの問題をどのようにまとめて合意にもち込むのか……。気の遠くなるような作業が待っていることでしょう。

英語での会議は、英語を母国語としない国の人々にとって難しい問題がたくさんあります。国際大会でも国際協議会でも同時通訳に助けられることは多いのですが、この規定審議会ほど、そのありがたさが身にしみたことはないでしょう。英語の立法案集に基づいて議論が進みますが、何行目のこの文章と言われても、日本語のものとは行数が違うので、どこに書かれているのかわかりません。must を should にと言われても、それでどの程度ニュアンスが変わるのかもよくわかりません。

そのようなときに、素早く日本語のどこに書かれているのかを見つけ出し、議論されている言葉のニュアンスの違いを要領よく説明してくれる同時通訳に助けられた場面は多かったと思います。

もちろん、日本の代表議員の発言を文化の違う外国の代表議員に適切に伝える英語に変えるということも行われます。すべての案件の検討が終わったあと、司会者から順番に〇〇に感謝しますという言葉が述べられ、そのセレモニーが終わったところで、代表議員から「通訳にも感謝を」という声が上がりました。

取材『友』編集長 二神 典子

規定審議会で審議された立法案の採否と、採択されたものの詳細を「ロータリージャパン」のホームページに掲載しました。

ROTARY  
JAPAN  
Home Page   
[www.rotary.or.jp](http://www.rotary.or.jp)



## 規定審議会、人頭分担金の増額を可決

### 人頭分担金引き上げを承認

6月中旬の1週間にわたり、70か国から529人の代議員が、第2世紀を迎えようとしている組織の未来を左右する重要な400以上の立法案について、議論し投票するために、ロータリーの発祥の地であるシカゴに集まりました。

6月13日に始まった3年に1度の\*規定審議会期間中に承認された案件のうち、ロータリークラブに最も大きな影響を与えると思われるのは、3年間にわたって人頭分担金を年米貨4ドルずつ引き上げるというRI理事会による要請でした。この議案は6月16日の会議で承認されました。人頭分担金が増額されたのは1995年以降のことです。

### ウェブサイト例会で メイクアップが可能に

上記以外に成立した審議事項で特筆

に値するものに、04-18の、相互参加型のクラブのウェブサイト例会に30分間参加すると例会に出席したものとみなされる、というものがあります。第5450地区(アメリカ・コロラド州)のeクラブ・ワン<sup>\*</sup>によって提出されたこの案件は、他のクラブのサイトにおける活動とともに、2つの試験的プロジェクトに参加しているサイバークラブのネット上のクラブの活動を活性化すると期待されています。

上記の投票で、審議会はインターネットの価値を認めたものの、RI理事会に新たなコミュニケーション手段の使用を考慮するように求めた04-09の技術関連提案は否決されました。

第7820地区(カナダ)のピーター・A. スミス氏は、この議案が否決されたことに<sup>ちんど</sup>安堵しています。「この案件が通っていたなら、(技術的に発達した国の)ロータリークラブや地区は、さらに効果を上げられたことでしょう。しかし、必要な通信施設をもたないアフリ



カのような地区のロータリーにとっては、大きな痛手となっただろうと思います」

### 40クラブあれば 地区の編成を許可

アフリカのロータリーにとって望ましい立法案とはどのようなものかという質問に対し、第9150地区のピエーレ・センデ氏と第9200地区のネルソン・カワルヤ氏は、6月15日に可決された04-170を挙げています。これは「地区の編成を、最低限40クラブがあれば認可することをRI理事会に考慮するよう要請する件」というものです。

「現在、私のところのように、多くのアフリカの地区では、地理的な面がガバナーや会員にとって大きな課題となっています」とカワルヤ氏は語っています。「理事会の承認が得られれば、より管理しやすい規模でガバナー訪問が容易な地区編成への道が開かれます」

### 事務総長が 報酬を受ける唯一の役員

審議会はRIの長期計画に関連するプロセスを規定する案件と長期計画の目標と目的を是認する案件の2つを承認しました。審議会はまた、ロータリー財団管理委員を13人から15人に増員する立法案と、「事務総長を報酬を受ける唯一の役員と規定する」立法案も可決しました。

「理事会は、長期計画のように新世紀のロータリーの方向性を決定する、いくつかの重要な決定も行いました」と、第3850地区(フィリピン)のデビッドM. ビラヌエバ氏は語っています。「私のところのような発展途上国の地区にとって、人頭分担金の値上げは深刻です。しかし、ロータリアンはなんとかやっているといます。」

## INFORMATION

私たちは透明性の問題に取り組む決定も下しました。歳入がどのように使われているのかを会員に知らせるのは有意義なことだと思います。そうすることで、会費の値上げのような決定を正当化することができるからです」

第 7250 地区（アメリカ）のエイリーン・ジェンティルコア氏は、規定審議会が代議員に多様な見解を会議の席にもたらししてくれたことをとりわけ喜んでいます。

「私たちはこの機会を非常に有効に使ったと思います。多数の思慮深い案件が提出され、代議員は国や宗教によって異なるさまざまな立場を理解し、また互いの立場を調和させるために非常にうまく働いたと思います。私が賛成した案件のいくつかが結果的に否決されたことでがっかりしたかと思われるのは間違っています。すべての地区が何かを得たのです」

第 3160 地区（インド）のバラス・クマール・レッディ氏は、会議の重要性を振り返って次のように語っています。「規定審議会の優れた点は、あらゆる地域でロータリーが成長できるように、私たちが時には立ち止まって、再検討し、規則を変えられるところです。（通過された）ほとんどすべての決定が私の国のクラブにとって有益になると思います」

すべての結果が、ロータリーのウェブサイトの 2004 年規定審議会のページをご覧ください。理事会の閉会后 2 か月以内に、採択された立法案を収めた小冊子が全クラブに送られます。10%のクラブからの反対がなければ、審議会の決定は 7 月 1 日に有効になります。変更点が盛り込まれた『手続要覧』も年内に出版されます。

取材：ジョセフ・ダール  
ディーン・ゴレミス  
ヴコニ・ルパ・ラサガ

## ～あとがき～

規定審議会から帰国後間もなく、5月16日(木)「本庄ロータリークラブ創立50周年記念例会」が開催されました。実行委員会のトータルアドバイザーの役職でしたので終わるまで諸会合が重なり、6月12日(水)「地区年度末合同会議」で使用する報告書の作成が今日に成りました。

この間、鈴木秀憲ガバナーのご配慮で、採択分の資料を事前に52クラブの事務局にメールで送付をして頂きました。次年度から適用される立法案もあり、クラブ定款・細則の変更に繋がるからであります。

最終立法案の確定と参加者数が確認されましたので、ここで報告いたします。

立法案148件 制定案124件(151件—27件撤回)

決議案 24件(49件—25件撤回)

内訳：制定案124件 採択53件、不採択64件、RI理事会付託7件

決議案 24件 採択 6件、不採択17件、RI理事会付託1件

今回は、532地区から528名(4名欠席)が投票権を持つ代表議員として、その他投票権を持たない役員等を合わせて約700名が参加しております。

尚、報告書の作成に、次の方々より貴重な資料や写真の提供を頂きました。ご協力に感謝申し上げます。

- ・規定審議会代表議員団幹事(議事録担当) 小船井修一氏
- ・源流の会会長 第2680地区パストガバナー 田中 毅 氏
- ・ロータリーの友事務所 編集長 二神 典子氏

又、資料纏めに、本庄南RC 浅田 進氏、新狭山RC 井花富男氏、秩父RC 井上 豊氏にご協力を頂きました。有難うございました。

(発行責任者)

2013年規定審議会2570地区代表議員 加藤 玄静(本庄RC)

～略歴～

2008～10年 R米山記念奨学会評議員

2009～10年 2570地区ガバナー

2010～11年 ロータリーの友理事・顧問

2011年 RI理事選考委員会委員

2013～15年 国際ロータリー親睦活動委員会委員

2013年 規定審議会報告書・・・2013年6月1日発行

国際ロータリー 第2570地区 ガバナー 鈴木秀憲

規定審議会地区代表議員 加藤玄静

地区事務所 〒355-0028 東松山市箭弓町2-5-14

TEL 0493-21-2570 FAX 0493-21-2571

